

事 業 委 員 会

平成31年3月7日 (木)

事業委員会

日 時 平成31年3月7日（木）午前10時00分開会—午後4時53分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、辻下、和田、奥野、小川、中原

欠席委員 反保

欠 員 1名

傍聴議員 道工、坂原、竹原

出席理事者 田代町長
中口副町長
松田副町長
家永都市整備部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長
相馬財政改革部長
鵜久森水道事業理事
栗山総務部理事
早野都市整備部総括理事
寺田総務部理事兼企画地方創生課長
中谷都市整備部副理事
吉田都市整備部副理事兼産業観光促進課長
是澤土木下水道課長兼二国推進課長
奥建築課長、西澤水道課参事
小坂土木下水道課長代理、牧野二国推進課主事

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は6名、欠席委員が1名です。

反保副委員長については、欠席届が提出されております。

欠員が1名です。

理事者については笠間教育長が公務のため欠席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件11件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第2号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について担当課から説明を願います。

寺田課長。

寺田企画地方創生課長 事業委員会資料の1ページをごらんください。

平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）のうち、事業委員会に付託された歳出予算について説明いたします。

7商工費、1商工費、企業誘致事業といたしまして290万7,000円を減額補正するものです。

内容につきましては多奈川地区多目的公園へ進出された事業者に対しては岬町企業立地促進条例に基づき優遇措置として助成金を交付しております。

助成金の額が確定したことから不用額を減額するものです。

不用額の主な要因は、水道料金助成金で実際の使用料が少なかったこと、また施設設置助成金についても償却資産を含む固定資産税が予算編成時の見込みより決定額が変わったことも要因の1つとなっております。

以上、当委員会付託分といたしまして歳出290万7,000円を減額補正するものです。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 続きまして、繰越明許費補正（追加）についてのご説明をさせていただきます。

初めに被災農業者事業といたしまして368万1,000円を繰り越すものでございます。

内容といたしましては、皆様ご存じのとおり昨年9月の台風21号は大阪府域においてビニールハウスなど多くの農業用施設が被害にあいました。

これらの被害を受けて10月には農林水産省経営局長から被災農家に対する緊急的な支援措置の発令がされました。

これにより支援対策が始まり、この間被災対象者の把握や再建額の算出を行う中で、採択要件なども二転三転するなど予算の確保と事業計画の作成に時間がかかり、現在も交付を受けるための事務を行っているところでございます。

また、一方ビニールハウスなどが被災した農家におきましては、被害件数の多さから工事を行う事業者においては資材の調達が困難となったことや受注が殺到したことにより、被災者において工事の順番待ちなどが起こり、年度内の完了のめどがたたなくなってきたものも出てきたため、これらについて繰り越すものでございます。

続きまして、林道施設災害復旧事業といたしまして849万9,000円を繰り越すものでございます。

内容といたしましては、昨年7月豪雨により被災した林道2路線の復旧工事に関するものでございます。

本復旧工事は国費を活用して実施するものですが、国の交付決定は3月ごろの予定となっており、本来工事を行えるのは交付決定後ですが、1日でも早い復旧を行うため、11月には事前着手の承認を受け、12月に工事請負契約を締結して年度末の完了を目指しておりましたが、契約後、路肩が崩壊した工区において林道の幅員が狭い箇所があり、隣地の木を伐採する必要性が生じ、また学校林や財産区関係者から工事中の通行に関する申し入れがあり、それらの調整に時間を要し、年度内に完了する見込みが立たなくなったため、これを繰り越すものでございます。

続きまして、林道標識設置事業といたしまして151万2,000円を繰り越すものでございます。

内容といたしましては、先ほども申し上げましたとおり昨年の7月豪雨、台風

21号の発生は多くの民家を初め農地や河川、林道が被災いたしました。

林道では路肩の崩壊や土砂の流入を初め、あちこちで木が倒れるなど多くの被害が発生し、これらの災害復旧への対応を最優先して作業を進めていたところですが、これらの対応には相当な時間を費やすこととなり、現在もなお復旧工事を続けている状況でございます。

こうしたことで多くの林道において復旧対策が終わるまでの間林道に入ることや林道終点まで行くことができずに現地確認などの作業が遅れ、年度内の工事完了が見込めなくなったため繰り越しをするものでございます。

松尾委員長 少しお待ちください。

ただいま、傍聴の方が来られているみたいです。

ここでお諮りしたいと思います。

ただいま、傍聴の方が来られておりますけれども、傍聴許可申し出に対して許可したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 傍聴を許可いたしたいと思います。

それでは議事進行いたします。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 続きまして、事業名は河川災害復旧事業としまして1,155万8,000円を計上するものでございます。

内容としましては、平成30年12月6日に入札を行いましたが、不調となり再度の入札を1月24日に行い、契約締結しましたが年度内に工事の完了が困難となったため、平成31年度に繰り越しするものです。

続きまして、繰越明許費補正変更についてご説明いたします。

事業名、町道海岸連絡線整備事業としまして、補正前2億7,000万円を補正後5億4,801万7,000円に変更するものです。

内容としましては、委託費としまして南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事を南海電気鉄道株式会社に委託するもので、補正前は2億7,000万円を計上していましたが、補正後の委託費としましては南海の事業費の精査により南海と協定を結ぶ金額の2億5,907万1,000円に変更するものです。

また、工事費としまして2億8,894万6,000円を計上するものです。

内容としましては、町道海岸連絡線道路整備工事その1の1億5,540万8,

000円とその2工事の1億3,353万8,000円を計上するもので、工事間の調整及び関係機関との協議に時間を要したため、平成31年度に繰り越すものでございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 今回の説明で、繰越明許費で事業名のほうは町道海岸線のほうですけど、これ余りにも額が大きいので、本当に2億7,000万円が5億4,000万円に変わったということですか、どういうことですか。

それというのも1年か2年前に副議長さんも心配して少し聞いてくれたことがあるんですけど、一応はこの南海の工事については、9億円か10億円ぐらいで済む言うてたやつが14億円で変わったことがあるのですよ。そのときに5億円も変わるのかと言って、少し言っていた経緯もあるんですけど、今度また2億円も上がるということは、これと合わせたら7億円ほど上がってくるということになるのかな。少しそれ教えてくださいませんか。

松尾委員長 この件に関してどなたか。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 補正前は南海本線と町道海岸線を立体交差にかかる橋梁上部工の架設工事を南海に委託する委託料でしたものを今回工事費として、現在その1、その2の工事の30年度分の繰越金額が追加となったため、最終5億4,801万円に増額しています。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 南海への委託の分につきましては、12月の補正で工事費のほうを委託料に科目更正させていただきまして、南海の橋梁の架設をやっていきたいということであげさせていただいております。

それは議会で上程させていただきましたけれども、南海の協定金額が決まったということで、今回2億5,900万円ほど、これに少し減らした形になっています。

あと残りの5億4,000万円ほどから残りの金額につきましては、30年度で既に発注している道路整備の工事の部分その1、その2と課長が言いましたけれども、その部分について工期が少し遅れますので、その分を繰り越しさせていただきたいということで、新たに発生している金額ということではございません。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 少し勘違いしまして、南海で1つ取ってしまった、南海については2億5,000万円から2,000万円ほど増えただけやという話と後はこの道路整備に二億何ぼ要するということになるのかな。南海には2,000万円か、2,000万円ほど多く入れるということになるのかな。1億5,000万円かな。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 12月の補正で2億7,000万円ということで、工事委託料を措置させていただきました。

南海さんと今年になって2月に協定ができましたので、その金額が2億5,900万円ということで、1,100万円ほど減っています。

それとその残りにつきましては、その1工事というのが去年6月でご承認もいただきましたけども、その部分について工事の関係で1億5,500万円ほどを繰り越したいと、同じように8月の臨時議会で議決賜りましたその2工事につきましても1億3,300万円ほど繰り越したいということで、この3つを足した金額がここの5億4,800万円ぐらいになっているということです。

和田委員 わかりました。

松尾委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 委員会資料1ページの歳出のところでご説明をいただいた企業誘致優遇措置助成金の内容について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいなと思います。

水道料金等施設設置助成金が予定していたよりは少なく済んで不用額が発生したということでありましたが、単純に水道料金なんかで言いますと、本当に単純に使う量が少なかったと考えていいのか、進出してこられた事業者の事業内容とか、あとは経営の状況とか、そういうことが影響するのかどうか。

それから施設設置助成金については、予定していたものよりも助成額が少なく済んだということは、計画よりも施設規模が小さくなったのか、もう少し詳しい要因についてお聞かせいただきたいと思います。

松尾委員長 ひとまずそれでいいですか。

中原委員 はい。

松尾委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 減額となった理由につきましてもう少し詳細に説明させていただきます。

助成費につきましては、3種類の助成金があります。

1点目としまして、施設設置助成金があり、土地家屋及び償却資産に対して固定資産税が初めて課税されたてから5年の間固定資産税の免税額の2分の1を助成する制度になります。

2点目としまして、雇用促進助成金がありまして、事業開始してから3年間で新規雇用した者で1人当たり10万円、限度額200万円を助成するものです。

3点目といたしまして、水道料金助成金で、水道料金を事業開始3年間1年分の10分の3、年度額1年で100万円を助成する制度があります。

今回の予算額と決算見込額の差が出た大きな要因は、水道料金の使用料が当初予算で見込めなかったことから2社、コーヨークリエイト、マエキンについて100万円の上限で予算化していました。

実際の使用料が少なかったことが主な要因になりまして、コーヨークリエイトの場合は100万円が33万円になった事と。マエキンは100万円が5,000円になったということが水道料金の主な差の要因であります。

また償却資産を含む固定資産税についても予算編成時の見込みより決定額が変わったことも要因の1つになっておりまして、減額の290万7,000円の不用額が出たという主な要因になっております。

それと事業内容で影響するのかというご質問なのですが、特に事業内容、雇用が生まれるとか、そういうものは事業内容に影響はすると思うのですが、そのあたりは施設を運営しましてから特にそういうことはないと聞いております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 この件でお尋ねしましたのは、優遇措置助成金ですから、進出されてきた企業を支援するというものでありますので、それが不用額が発生したと聞きますと、順調に事業が進んでいるかなということが少し心配になったものですかからお尋ねしました。

ただ、水道料金の助成についてはかなり不用額が発生している。町のお財布からすると戻ってくるというか、もともと出す予定だったのが少なくて済んだからいいということにもなるのですが、そうなってくると今度は予算の段階でどうだったのかなということが疑問になってきたりするわけで、そのあたりはいかがなのでしょう、予定していた金額より返りが大きかったように私は感じるのですが、そういうものですよということなのか、いいのですけどね、戻ってくることそのものはいいのですが、予算の編成上どうだったのかとか、制度上こう

いうものですよということになるのか、そのあたりについてもう少しお聞かせいただければなと思います。

それからもう一点、河川の災害復旧事業の河川名を聞かせてもらいたいと思います。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 水道料金の予算編成時におきましては、初めて事業を開始するという使用料がどれぐらいになるのか、なかなか見込めないことから上限額である100万円を予算化させていただきました。

通常であれば、その辺がわかればそれに沿って予算編成するのですが、少し難しいということで限度額を設定したものでございます。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 河川災害復旧としまして、現在河川工事をやっている箇所は、朝日川、それと大川、あと柳池川、それと東谷川です。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 さっきお答えいただいた企業誘致優遇設置助成金について、理由は承知いたしました。

河川災害復旧事業なのですが、今4つの河川名を挙げられましたが、現在工事をしていると今お答えになりましたか。現在工事を進めておられるという理解でよろしいのでしょうか。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 契約を締結しましたので、現在工事を進めております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 4つとも河川がそういうことですかね。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 はい、現在進捗状況につきましては、現場確認しましたところ、準備工と掘削も入っておりますし、順次進めております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 先ほどの説明で入札にかかわって1回目の入札が不調に終わったというご説明あったと思いますが、2回目は落札できて契約できたので事業着工できているということだと思います。

この入札なのですが、それぞれ河川ごとに入札の作業はされますでしょうか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 当初、この4件、国費事業の申請ということで一括で4件とも提案したところでございます。

査定を受けて、それぞれ査定はとおったのですけれども、いざ入札となると、説明があったように入札不調となったわけでございます。

国費対象物件なので、同じ形で4件同時にということも考えたのですけれども、再入札ということでメンバーかえやなあきません。そういうことを考えると個々にそれぞれ河川級、地域がございますので、分けた方が年度内、結果繰り越す形になるのですけれども、工事として、年度内とにかく早期に国費事業として完了したいという思いから4つに分けたところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 いろいろご苦勞をされた様子がわかりました。

そうしたら、入札1回目は、一括で発注したけど不調に終わったので、2回目の入札についてはこの4つの河川をそれぞれ分割して入札をかけたということですね。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 多分、分割したとしてもそれぞれやはり他の手持ち工事とか、先般の台風等々の現場処理でほかの物件等々持っている業者もおりましたので、地域ごとに、例えば深日地域の業者、淡輪地域の業者等々をこちらから指名いたしまして、随意契約の見積入札で契約したところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと4河川とも見積もりをとって随意契約をなされたということですね。

東谷川については、2回入札されていますか。これまた別の事業なのかな。

東谷川については入札してしてなかったですか。というのは、私、入札の調書を見せていただいている、東谷川が2回入札の不調の記録があったのです。その工事と同じ工事のことを指しているのかなと思っていたのだけど、また違いますかね。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 2回不調になった工事はありますけれども、それは町単独事業の分でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 了解いたしました。

ということは、2回不調に終わった町の単独事業に東谷川の河川の改修工事については、来年度予算で乗っかってくるということですかね。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 いえ、今年度予算でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 お金はどこに書いてあるのですか。もう過去に書いてあってということになるのですか。少し財政上の扱いと今の話でいくと、2回入札が不調に終わったままなのかなと私は思っているのですが、ということになると、その後どうなっていくのかなと思うのですが。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 先ほど申しあげました委員ご指摘の案件につきましては、年度内事業としております。繰り越しはしておりません。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 その件はここで聞くのは少しそぐわないと思うのでわかりました。

この河川の復旧事業もそうですが、災害発生後、入札の様相が一転していますね。というのは、さっきおっしゃったとおり、手持ちの工事があつたりなんかして入札に参加できない事前辞退が非常に多い、そして不調も非常に多い、そして入札がかなった場合落札率が非常に高いという傾向があらわれていますよね。

それで町としては、災害はもちろんなのですが、日常の維持管理ということで必要な事業というのはずっとあるわけですし、改修とか、河川の整備なんかでいうと予算化して事業をしましようということになっているということは改修が必要だということですから、それを早く工事をしないと安全面の確保の問題とかも出てくるのかなと不安に思うわけです。そのあたりで恐らくいかんともしがたい外的な要因という面が多いかなと思うのですけれども、厳正にいろんな事務を進めていただいて適切な工事が必要な時期にできるだけ早く済むように努力していただきたいなと申し上げておきたいと思います。

松尾委員長 ほかの委員さん、いかがですか。

奥野委員。

奥野委員 企業誘致の助成に少しお尋ねします。

今まで説明いただいたと思うのですが、助成制度は何年の制度だったのでしょうかね、何年間の助成というか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 まず助成金の施設設置助成金というのがございまして、これにつきましては、課税されてから5年間で固定資産税の免税額の2分の1を助成する制度になります。

それと雇用促進助成金で、新規雇用した人に対して1人当たり10万円を3年間助成する制度があります。

それと3つ目の水道料金助成金ですけど、こちらは水道料金を事業開始の3年間、1年分の10分の3、30%、100万円を限度とする助成の制度になります。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 水道は、多分高い水道料を払って散水用に使っておられたと思うのです。グラウンド何かも同じことだったと思うのですが、一度に使い過ぎて夏なんか水道がパンクしたという話も以前聞いたことあるのですけれども、グラウンドもそうなのですが、あそこの場所、以前もそのこと言ったと思うのですが、飲料水使わずに高い水、使ってもらったほうが町としてはいいのしょうけども、池の水を何とかポンプアップできるものをして散水も使ってみたら今後の長いこれからもあるので、犬飼池って言うのですかね、あそこから水利さんの了解も得た上でしたほうが、これからも散水のためにもいいんじゃないかなと、以前にもこのことを言った記憶がありますが、検討いただけたらどうかなと思います。

松尾委員長 要望でいいですか。

ほかの委員さん、いかがですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成30年度岬町一般会計補正予算(第8次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

水道企業会計では、将来支給しなければいけない退職金は、退職給付引当金に繰入積み立てし、職員が退職するときに支払いをすることとなっております。

今回、水道事業の大阪広域水道企業団への統合により身分移管する職員の退職金のうち、将来退職するときに一般会計で負担しなければならない分、すなわち一般部局に在職していた部分を水道事業会計に繰り入れし、精算し、水道事業会計の中で、改めて退職給付引当金に積み立てし、企業団に引き継ぐものを計上しております。

また、現在水道事業で所有する水道庁舎を今後は町所有の施設とするため、資産を譲渡するための損失計上を行うものでございます。

委員会資料の2ページをごらんください。

収益的収入ですが、1 水道事業収益、3 特別利益、特別利益といたしまして1, 119万2, 000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、町から企業団に身分移管する職員の退職金のうち、一般会計での負担分を水道事業会計の退職給付引当金とするために一般会計繰入金として繰り入れるものです。

以上、当委員会付託分収益的収入の合計といたしまして1, 119万2, 000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、収益的支出ですが、委員会資料の3ページをごらんください。

1 水道事業収益、3 特別損失、特別損失といたしまして3, 304万8, 000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、企業団に身分移管する職員の退職金のうち、一般会計での負担分を過年度退職引当金繰入額として1, 119万2, 000円、水道庁舎を町に移管するため水道庁舎譲渡損として2, 185万6, 000円を計上するものです。

以上、当委員会付託分収益的支出の合計といたしまして3, 304万8, 000

0円の増額補正を行うものでございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 来年度からの広域水道企業団に岬町の水道事業が統合されることに伴っての会計上の必要な処理であると理解いたします。

それで改めてお尋ねするのですが、来年度以降の岬町における水道の事業がどのようになっていくのかということについて、この機会にお聞きしたいと思いません。

1つは、人員の体制の問題なのです。今説明いただいたところで、過年度退職引当金として企業団に身分移管する方の金額が告示しいただいたところでありましてけれども、現在水道事業については、正職員が何人、臨時職員が何人で運営しておられるのか。

それから来年度以降の体制は、その体制が維持されるのか。人員の体制について維持されるのですかということとは12月の議会でもお尋ねしていたところでありまして。

安全・安心、そして低廉な水道の供給ということを考えますと人の配置は必ず維持していただく必要があると思えますけれども、まず体制についてお尋ねしたいと思いません。

それから企業団に身分を移管するという事になった方の人数も参考までにお聞きしたいと思いません。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 現在の水道事業の人員でございますが、正職員5名、臨時職員1名、再任用者1名でございます。

この正職員5名の中には現在、大阪広域水道企業団から派遣で来ていただいている人の人数も入っております。

配置人員については、現状の体制で引き継ぐことで企業団と調整しているところでございます。

それから、再任用の人数でございますが1名でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 来年度、現在と同じ配置人員ということが語られましたので、それは結構なことかと思いません。

ただ、岬町で実際に水道の事業にかかわる方、人数がそろえばいいというだけ

の話ではなくて、過去にも申し上げてまいりましたが、岬町の地理に明るい方がどの程度おられるのか、また経験が豊富な方が一定数確保されるのか、そういったことによってとりわけ災害時の対応であるとか、緊急時の対応等変わってくると思うので、そのあたりについても引き続きお尋ねしたいと思います。

先ほど、企業団に身分移管する方、お一人とお尋ねしました。そこから考えますと、お一人の方は今おられる方の中で、お一人は引き続き水道の事業にかかわっていただけるだろうということが推測されるわけです。

正職員5名とおっしゃいましたので、そのうちの1人は引き続きということで、残り4名については、水道の事業ではないところ、本庁機能を果たしているところが変われるということなのかなと思うのです。ということになると、5人のうち4名が大阪広域水道企業団から来ていただく方と理解していいのか、岬町の地理だとか、あとは水道事業で経験がある方が配置されるのかどうか、そのあたりの見通しについてもお聞きしたいということと、それからその身分移管の問題ですが、念のためお尋ねしますが、身分移管に当たってはご本人の希望を聞き取りになって、希望どおりに配置されると、身分の移管が進められると理解していいのかどうか、念のためお尋ねしたいと思います。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 身分移管の件について、補足させてください。

今、正職員5人おりますが、このうちの企業団さんから統合の担当で1名が来ておりますので、本来ならば4人、そのうちの1名が身分移管で、1名は退職者で身分移管します。残り2名が町のほうに戻って町の仕事をしていただく形になりますので、現在おる2名が水道の仕事をするということでご理解ください。

また身分移管につきましては、2度のアンケート調査をとりまして本人の希望という形をとらせていただいております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 新たに3人の方に大阪府の企業団から来年度は派遣されるというか、2人、5人いて。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 説明不足で申し訳ございません。

正職員今5人と言いましたが、大阪広域企業団から1名統合のため担当として1名来ていただいておりますので、実質は4名でございます。4名のうち2名が退職身分移管含めて2名、2名が町に戻ると、再任用者の1名につきましては、

また別の浄水場の件でございますので別でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 少し頭がこんがらがっているのですが、結論的には来年度から新たに企業団からお仕事に来られる方は何人なのですか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 ただいま調整しているところでございますが、現状の体制で引き継ぐこととしておりますので、2名を要請しているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 すみません、やはりよくわからないのですが、3人なんかなって私思っていて、というのは2人身分移管で町に戻る、それから1人は退職される、それならこの3人が新しく来てもらわないとあかんのかなって思っているのですが、これ少し理解が間違っておりますか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 先ほど何度もご説明させてもらっています、本来4人でございます。スタートは4人ございまして、統合のためだけに企業団から1名来ているので5人と説明させていただきましたが、本来の体制は4名でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そうしたらその4人の中で企業団に身分移管することを希望されてという方は2人、わかりました、その理解が間違っておりました。結構です。

そうしたら新たに2人、来年度から今までと違う方が来られるということですね、企業団からね。

要望しています。それ見通しどうなのですか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 人事のことなのでちょっと確実なお返事が難しいのですが、一応要請しております。

配置人員については現状の体制で引き継ぐこととお客様サービスの低下をしないということになっておりますので、その人員配置はしていただけるものと考えております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そこは頑張ってさらに要望してくださいとしか言いようがないのですが、何かを変えるときは住民サービスを低下しようと思ってやるのですなんて言うことではないわけで、どんな事業でもそうなのですよ。実際に本当によくなるケースも

ありますけど、やはり結果悪くなったわということがあるわけなのです。国で言ったら郵政の民営化なんかそうでしょ。別に同じことをしようとなさっていると決めつけて言いませんけど、やはり後でふた開けてみて、ああしなかったらよかったやんっていうようなことになるようでは困るのです。私も困るのです。渋々反対はしないのですから。ということ考えた場合に、そこはもちろんこちらの要望どおりにいくかどうかという担保はありませんけれど、現時点では、ぜひ引き続き一定経験のある方に来ていただけること、それから岬町、小さな町ですけどほんとに面積広いですよ。そういうところに対してもしっかりと早く地理も理解していただけるような努力をしていただきたいと思います。

それからもう一点ですが、地元企業の育成の問題なのです。

12月議会でもお尋ねしておりましたが、電子入札が来年度から新たに導入されることになるということをお聞きしたところであります。

昨年11月、12月で説明会を実施したところかと思えますけれども、そのことによって電子入札に対応できる事業者側の対応については確保できたのかどうか。

町内の工事の事業者数とそのうちで電子入札への対応がもう完了したと確認できたという事業者数についてお聞きしておきたいと思えます。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 電子入札の件につきましては、2度説明会をさせていただきました。

登録の仕方含めてさせていただきました。業者さんからは質問はございましたけど、大きな混乱もなく終わっております。

町内の事業者数ですけれども、現在、水道業者さんということでしょうかね、公認業者さんとなるともう百何社ございまして、公認業者という制度がもうないので、指定店という制度になっていますので、そうなってきますと百何社、町内にある指定店となりますとこれまたそこそこかなり件数はあるのですけれども。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 入札に参加する可能性があるというか、もちろん工事の規模にもよるかもしれませんが、岬町内の業者を優先するというか、そういう運びになると思うのです。ですので、岬町内の業者さんに限ってお答えいただければ結構かと思えます。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 入札のメンバーとなるのですけど、町内の業者、今までは水道のル

ールで入札しておりましたけれども、今後は条件が整えば、岬町の土木の業者さんも含めますので、約30社だったと記憶するのですけれども、その方に説明会にも来ていただいて説明をやっております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 事業者の説明会では大きな混乱はなかったということでありましたけれども、対象になる事業者は全数説明会に参加されたという理解でいいのか、それから大きな混乱がないということでしたけれども、実際には心の中では混乱があるというようなこともあるので、後追いとかフォローとか、本当の意味で地元企業の育成にこれはつなげる必要があるわけですよ、この点もそうならないと企業団に統合していく意味がないではないですか。なのでそこはしっかり電子入札への対応はどうですか、できましたか。みんながいる前では質問とかしにくかったりする人も中にはいるわけなのです。そこは丁寧にやっていただいて、本当の意味で地元の事業者さんが元気になっていくとか、これまで事業そのものの発注もかなり制限してきたわけですから、岬町はね。もちろんそうせざるを得ないお財布事情があつてのことですけど、今回企業団に統合するということは、ここも非常にメリットの1つなわけですから、これはやっぱり本当にきちんと丁寧に支援して実際の地元企業の育成というのが図れるようにしないとイケないと思います。その努力をしっかりしていただきたい。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 地元企業の育成については統合の協議会するときにもご説明させていただいたと思うのですけれども、地元企業を従来どおり優先して育成していくということについては条件的に私のほうからきちっとそういった協議の場で話をしております。

水道形態については、一応統合するということで、岬町から企業団に形態変わりますけれども、内容については従来どおりの内容であつて、そういった場合は水道を使っているお客さんには迷惑のかからない体制でしております。

電話番号等も現在の電話を使えると、そのまま従来どおりの連絡もきちっとできるという体制で今のところスタートしていますので、これという問題はないのか。

先ほど電子入札の問題もありますけれども、これについても電子入札が非常に手間取ってできないところについては、特にきちっと指導するよということも言っておりますので、問題はないのかなとこのように思っております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 可能な限りいろんな条件を整えて、住民サービスの低下も招かないように、また安全・安心・低廉な水道の維持と供給をということでさまざまな努力がなされてこられたことは、認めるところであります。

今町長からおっしゃったとおり、今後の電子入札についても丁寧な対応をするようにとご指示なさっているようでありますから、そこは確実に結果が出るようにぜひ引き続き丁寧な援助をしていただきたいと要望したいと思います。

松尾委員長 はい。ほかの委員さんで質問ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「平成31年度岬町一般会計予算について」本委員会に付託された案件を議題とします。

委員会資料の9ページから16ページに補足説明の資料がありますので、土木費のところの説明を受けます。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは歳入から審査に入ります。

委員会資料の4ページから8ページをごらんください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 委員会資料の5ページの中ほどの農業費補助金、ため池ハザードマップ補助金あります250万円、これはどこの池のものであるのか、補助率どれぐらいのもの

のであるのか、お教えいただきたいのと、もう一点、その下の災害復旧費府負担金、多奈川地区多目的公園の負担金があります3,733万3,000円、これも法面の工事と想像しますが、工事名と負担率をお教えてください。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまの質問にお答えいたします。

私から農業費補助金のため池ハザードマップ作成事業補助金についてお答えさせていただきます。

これは深日地区の蛸池のハザードマップの作成の補助金であります。

松尾委員長 補助率は。

吉田産業観光促進課長 すみません、補助率は定額助成で満額100%いただけることと聞いております。

松尾委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 多奈川地区多目的公園災害復旧費負担金ですが、こちらは委員ご指摘の法面の箇所になります。

補助率なのですが、3分の2になります。

松尾委員長 ほかございせんか。

中原委員。

中原委員 先ほど奥野委員が尋ねられた、ため池ハザードマップの作成事業補助金なのですが、これは今年度の予算のときにも同じように提案されていたと思うのです。それでハザードマップを1年で策定すると、そしてその後啓発や訓練等に生かしていくのだという説明をお聞きしていたかなと思います。

事業の進捗状況についてお尋ねすると同時に、来年度予算で今年度と同じ250万円が予算化されているのですが、今年度はこの作成事業にかかわって何かさらになさるといふことなのか、説明をいただきたいと思います。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり昨年度の当初予算においてため池ハザードマップ250万円の予算を承認いただいたのですが、そのときにご説明させていただいた内容としましては、平成30年度でこのメニューが終了するというところで、締め切りギリギリで、駆け込みのエントリーとなりました。

それで年度当初の割り当て内示から外れてしまい下半期の割り当てを待つこととなったわけですけれども、その中で大阪府に確認したら10月以降になってく

るよというお話をいただいております。その中で災害が発生し、大阪府と継続して協議してきたのですが、そんな中で国がこのメニューについて平成33年度まで延長することを決定したわけでございます。

このような経過から今年度実施する予定で進めていたのですが、限られた時間の中でリスクを背負いながらこの事業を進めるよりは来年の当初の割り当てを受けて、体制を整えて、事業を進めることが適当と判断いたしましたので事業実施時期の見直しを行ったということでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 いろいろ事情があったようで今の説明をお聞きしますと、そしたら今年度はこの事業は一旦予算化したのだけれど、いろんな事情もあって、要するに丸々不用額になってくるというか、しっかりと来年度仕切り直して取り組んでいきたいということ、1年ずれると考えると考えたらいいということなのですね、了解いたしました。

同じページ、5ページの上から3つ目の枠の社会資本整備総合交付金、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、これ一定額予算が歳入として計上されているのですが、これを使って何をするのか事業内容についてお聞きしたいということが1点と、それから2つ下の既存民間建築物耐震診断等と書かれている社会資本整備総合交付金、これは予算規模、歳入予想として少し例年より大きな金額になっているかなと思うのですが、それはブロック塀とかの関係があるのか、何か事情があるのならこの機会にお聞きしたいと思います。

それから同じページのもう少し下へ行きまして、目6の農林水産業費国庫補助金の節2林業水産業費補助金の2つ目、森林病虫害等防除事業補助金について説明をいただきたいと、どんな事業を計画しているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 5ページの1の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金の公的賃貸住宅家賃低廉化事業の概要につきまして、まずは、現在入居していただいている入居者さんにつきましては、収入に応じた形での家賃を計算して定めていまして、その金額と一般に入られる、近傍同種と言うのですけれども、民間で入られるような家賃との差額を国費として算出しまして、その差額の半分を国費として歳入できる形となっております。それがこの低廉化事業になります。

次に、都市計画費補助金の既存民間建築物耐震診断等につきましては、今年度耐震診断がありまして、その分の改修補助の1件分だけ、平成31年度から府の

計画としまして、基幹事業という形でパッケージという実施設計と改修等を1つにまとめた形を補助金としますっていうのがありまして、それと合わせて改修だけをとるために補助金をつけているのが30万円増えているのが、去年との違いとなっております。

それとブロック塀のほうも中に入っておりますので、今回新規で入っていますので、すみません、伝えるのが遅れて。そういう形となっております。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 質問をいただきました6農林水産業費国庫補助金の節2林業水産業費補助金の森林病虫害等防除事業補助金についてお答えさせていただきます。

これはナラ枯れといいまして、ナラ枯れが大阪府の高槻あたりから発生していたものが、だんだん最近南下してきつつあるということで、昨年度林道災害で回っているときに、少しナラ枯れではないかと、大阪府さんと現場を確認しましたら、やはりそうだということでした。ナラ枯れというのは、カシノナガキクイムシという虫がおりまして、これがナラ菌によってナラ類やシイ・カシ類に起こる伝染病です。これが発生しますと生態系や生活環境、景観などに損なわれるということで、国の法律に基づきまして補助金がございます、補助率は国が2分の1、府が4分の1、そして町が4分の1ということがございます。

それでこの法律に基づいて、被害木を伐倒したり、玉切り、集積して、抜根ともに全体をシートで囲い込んで殺虫殺菌する薫蒸処理を木材にしてカシナガという虫を殺虫すると、これについては国・府・町・森林組合など作業に森林にも精通している方々と連携して対策していく必要があるということで、この補助金をエントリーしたところでございます。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 住宅のほうの補足説明させていただきます。

この公的賃貸住宅低廉化事業につきましては、緑ヶ丘住宅の建てかえ事業に伴いまして、平成20年だったと思うのですが、20年度以降に建てかえた住宅が対象になるという補助でございます、PFI事業で1号棟建ててから10年間の補助があるという制度でございます。

緑ヶ丘住宅につきましては、2号棟、3号棟がまた年度がおくれて建っていますので、それぞれ10年間補助があるというものです。

それと先ほどの耐震診断関係の話ですけど、奥課長も言いましたけれども、1つがブロック塀の撤去補助で新たに150万円追加していると。

耐震補助の方でいきますと、今年度耐震診断のほうで2件受け付けしたということで、この2件が来年度工事へ進むであろうということで例年は1件だけなのですけれども、2件分の耐震改修の工事のほう見ていましてそれで30万円増額しているということで、去年と比べますと去年からは合わせて180万円増額しているということです。

松尾委員長 中原さんよろしいですか。

いいですか。はい。

そのほかに委員さん、質問ございませんか。

寺田課長。

寺田企画地方創生課長 先ほど奥野委員さんのご質問で、多目的公園の災害復旧費負担金の補助率について3分の2と回答させていただいたのですが、負担率3分の2になりますので、訂正させていただきます。

松尾委員長 そのほかに質問、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料5ページの説明欄の下から3段目、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成事業費補助金、これは新規施策として説明がされていたものだと思いますけれども、これは予算書の何ページのどこに書いてあるかが、私、実はよう探さないで、歳出のどこになるのかなって探していたので少し教えてほしいのですという単純な、失礼な質問なのですが、それを1つお聞かせいただきたい。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 予算書の36ページ、37ページになります。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 予算書140ページ、141ページ、負担金、19の負担金補助金及び交付金の欄に支出として計上しております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 委員会資料6ページの真ん中より少し下あたりに節2道路橋梁費委託金というのが設けられているのですが、これ府道の維持管理のための委託金ということですが、これはどんな事業を、この委託金を受けてなさるということになるのか、参考までにお願いたします。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 委員ご指摘の府道維持管理委託金につきましては、現在大阪府が草刈り業務をしておるのですが、岬加太港線、深日ロータリーから加太ま

での府道についての草刈りを町が委託するものです。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 失礼いたしました。受託するものです。すみません。府から町が受託するものです。先ほど委託と言いましたどうもすみません。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと岬加太港線、深日ロータリーから加太に向かってずっと府道ということですね。なるほど、そうやって適切な事業を行っていただきたいと思えます。

ていうのが、川沿いなんかで見通しが悪くなる、毎年のようにそういう状況が生まれたりするというふうに以前から私も聞いていたので、それが草刈りも含まれるのかなと思って聞いていたのですけれど、生えてきてしまったら見通しが悪くなってしまいますので、少し草がばっと伸び始める前に実施していただくほうがいいのではないかなと思います。

それから確認ですが、委員会資料7ページの海釣り公園納付金について確認をさせていただきたいと思えます。

これは基金につぐ700万円と、それから一般会計に360万円余りという振り分け方になるのかなと思うのですが、納付金の割合については来年度において入場料収入の7%ということで、計画されていると理解していいのかどうか確認させてください。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 利用料金収入の負担率につきましては、7%ということで間違いございません。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 この予算ですので、歳入される予算、一定計画というか、試算というか、見通しをもってこの金額を予算計上されているということだと思いますけれども、この金額から見ると経営状況としては悪くないと理解したらよろしいのでしょうか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 指定管理者のほうと今年度の状況について確認させていただいております。

今年度はまたこれも災害の関係がございまして、近隣の海釣り公園がかなりの被災を受けておる状況だと聞いております。

その被害を受けた海釣り公園については、復旧のめどもたっていないような状

況で、営業できているのが、とっとパーク小島ぐらいということで、結構釣りの利用者が、皆さん小島のほうに来ていただいているような状況で、てんてこ舞いしていると聞いておまして、4月から12月までの前年同月比較で、利用料金収入が1,230万円ほど増収入となってございまして、それらでこの数字を見込んでいますところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 複雑なことですね。原因が災害によると、でも幸いにしてまた日常の施設の管理ということもあってでしょうけれど、岬町の海釣り公園については大きな被害が出なかったということで、近隣が経営できない、開けられない、お客さんを迎えられないという状況があるという、そこは少し喜ばしいとは言えないので、しかしながらこの機会に恐らく初めて岬町の海釣り公園にお越しになっているような方もおられると思うので、ぜひそういった方をリピーターになっていただけるように、事業者はもちろん努力されていることと思いますが、そのための支援も岬町としてぜひ努力をいただきたいと要望したいと思います。

あわせて、経営状況が、これは継続するかどうかわからない面もありますが、かなりいい状況にありますから、そこを考えますと、利用料金収入の7%という、これ以前10%だったわけですから、見直しについても検討なさったらいかがでしょうか。

松尾委員長 どなたか回答いただけますか。

吉田課長。

吉田産業観光促進課長 おっしゃっていますように、外的要因で今回収入が増えておるといところがございまして、ご指摘いただきましたてんてこ舞いの状況であっても利用者の方には丁寧な対応をするように町としても指定管理者と十分話ながら進めていきたいと思っておりますし、今回は5年間の基本協定の44条の負担金の条項の中で7%協定を結ばせていただいたところですが、状況を見ながら次回の協定等に向けて注視していきたいと考えております。

松尾委員長 中原委員よろしいですか。

ほかに委員さん、ないですか。

それでは質疑なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として、配布しております本委員会所管内訳表をあわせてごら

んください。

まず、衛生費に入ります。

予算書 1 1 3 ページ、負担金、補助及び交付金にかかるものをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしでよろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

予算書 1 2 2 ページから 1 2 9 ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この農林水産業費だけにかかわることではないのですけどね。

それぞれの科目で一般職級が書いてあるわけなのですよね、それでこの農林水産業費も非常に守備範囲が広いわけですね。それでその先の商工費にもかかわって、同じ方々がお仕事されたりしているのだなと見ているのですけれど、少し職員の体制を増やす必要があるのではないかということに住民さんから訴えがあったもので、改めてこの場で申し上げるのですけれども、その方の訴えとしては、農業の分野でかかっているというか、関心があって、そういった意見を述べておられましたけれども、非常にこの分野にかかわる職員の仕事の幅が広過ぎると、その割に人が少ないと、職員は非常によくやっていると思うのだけれども、とても、いかに優秀な方であっても、少し余りにも仕事が多過ぎるのではないかと、気の毒だと、また責任を持って仕事を全うしていただくためにも職員の増員はぜひ求めてほしいとおっしゃる方がありましたので、これはここで回答というわけにはいかないでしょうけれども、この分野に限らないのですが、住民さんから直接そういう声を聞いたところでもありますので、この機会に改めて申し上げておきたいと思います。

ぜひ今後人員について、人事に関する事なので余り口を出すわけにもいきませんが、仕事の内容・分野に対して職員が余りにも足りないところの部分で感じますので、増員をぜひ今後も検討いただきたいとまず初めに要望しておきたいと思います。

それから質問なのですけども、予算書の 1 2 5 ページ、一番下の農業振興費役

務費の有害鳥獣処分手数料、これは毎年予算化されていて、これまでの数が増えてきていると確認をしておりましたが、来年度の予算でいきますと今年度と同数ぐらいの感じを考えているのか、40頭台、45頭分ぐらいを計上しておられるのかなと思って見ているのですけれども、アライグマの捕獲の数については、今年度についてはどのような状況か、また来年度はどのような見通しをもっておられるのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 アライグマの捕獲状況のご質問をいただきましたので、まず捕獲数なのですが、昨年度は54頭でございまして、30年度の2月8日現在で51頭となっております。

ほぼ昨年と同数という状況で3月いっぱいまででこれが超える可能性もあるというような状況になってございます。

その中で、アライグマの殺処分をしていただいている機関ですけれども、これは大阪府が長となって府下市町村で協議会を組んでおりまして、その中で殺処分は府内で施設が3カ所あったのが統合されて今りんくうタウンの1カ所になっていまして、引き取りを行う時間とかにも制限がかかってきております。

そんな中で、処分手数料も少し、来年度、再来年度と順々と負担調整をしながら増額されることが協議会で決まっております。

そんな中でうちとしては、委託しながら手数料は増額するものですから今年度、自分とここで殺処分をする機械を購入させていただいて、それと併用しながらちょっと挑戦してみようと思っております。

施設で受け入れできないときには自分たちでできるような体制を整えたいということで、購入費用についても予算を上げさせていただいているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃった機械は、機械器具費、予算表のどこにあるのか教えてもらいたいなと思います。

それでやはりあれですか、殺処分の費用はもう増額が確定ということになったのですか。増額しないでくれという話を恐らく頑張ったのではないかと思うのですが、これは本当に、私はこれはけしからん話だと思っているのですよ。府知事がトップか何か知らないけれど、3カ所あった殺処分機関を1カ所にされてしまって、岬町にとってはりんくうタウンが残ってくれたのが、命拾いしたぐ

らいの話だと思うのですが、もっと遠いところの1カ所が残ったらもっと大変だっただろうなと思いますので、殺処分の手数料、順々と年次的に引き上げられる予定のようですが、これは引き続きそんなことしないでくれと要望してもらいたいと思います。

それで自分のところで殺処分する機械というのは、どこに設けられているのか。

それからこれはちょっと専門的な知見の必要な分野のようですから殺処分についても、そのあたりについてきちんと運用できるのか、そのあたりについてもこの機会にお聞きしたいと思います。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 殺処分の機械の購入につきましては、同じ農業振興費、目農業振興費の中の事業費、消耗品費の中に計上させていただいております、これは炭酸ガスのボンベと減圧機を保護するプラスチック容器などで、大体5万6,000円程度で購入できることとなっております。

殺処分については、私どもの職員で対応できるものなのか気になりましたので、猟友会の尾崎支部に実績がありましたので、確認させていただいて大丈夫だという話で一度試してみようと思っています。

来年度の見込みをお尋ねいただいたと思うのですが、来年度の処分手数料は2,500円になっておりまして、1,500円から1,000円上がっているのです。

これに対して、現在51頭ということですが、61件分ということで計上させていただいたところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 現在処分手数料は1件当たり1,500円ですから2,500円という、少しびっくりしました。1,000円ぱっと上がったのだな、そしてその先さらに上がるのだという、自己防衛として自分のところで殺処分することを検討せざるを得ない状況かなと思いますけれど、この問題では引き続き大阪府に、府としてやってきたことなのだから引き続き責任を持つべきだとあわせて要望もぜひしていただきたいと思います。

この件は結構です。

松尾委員長 ほかの委員さん。

奥野委員。

奥野委員 予算書の123ページの一番下、報償費、仮称農業公園検討委員会委員報酬費

99,000円払っておりますが、これ委員さん何人予定されているのか、そして会議のとき1日出られたらお幾らで、何日分予定されているのか、詳細お願いします。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

一応委員の予定人数として5名の方々に3回の検討委員会を開いていただくということで99,000円の費用を上げさせていただいております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 これも検討委員会立ち上げていただくと並行に、次の125ページの真ん中の委託料、農業公園の構想の委託料ありますよね、660万円、それとその上の緑の活性化にも440万円、1,100万円ほどの大きな予算が上がっております。これ構想の計画を立てるという内容であります。来年度でこれを立ち上げて、さらに基本計画とか、実施計画という段階になってこようと思いますが、その後の予定がおわかりであれば参考にお教えてください。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 農と緑の活性化構想及び農業公園のことについて、委託料で計上させていただいているところについてご質問いただきましたけれども、まず進め方といたしましては、農と緑の活性化構想ということで、一般質問で部長もお答えさせていただいた町全体を1つの公園として捉えて、農と緑、海の資源を対象にした観光特産品などの視点も入れた地域の活性化を目的に、現状把握をまずして、今後どういように進めていったらいいのかという全体構想を策定したいと思っております。

その中で、分野別の検討といたしまして、全体構想に位置づけられた農業公園ということで、その機能や規模、事業や管理、運営方法、事業費、運営収支、そしてその中で完成までのスケジュールについても検討して整備効果の検討も含めて、将来のあるべき姿や実現の可能性などについて検討を行う予定となっております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 一般質問の中でも質問させていただいたのですが、あちこちと視察行かれて見学行かれているというのを聞きしております。

今聞きまして、構想が来年度でどこまで進むのかなという段階で、今後長期にわたっての公園の計画になろうと思うのですけれども、道の駅の下のあたりを予

定されているという答弁もありましたが、これができるだけ早くすばらしい交流人口が増えるような楽しい公園になるのを願うわけですが、当初の構想段階の予算組でございますので、まだまだ時間とお金がかかるのかなと思います。これは要望ですが、本当に多くの方がお見えいただけるような公園に、楽しい公園づくりによろしくお願ひしたいと思ひます。

松尾委員長 ほかの委員さんで質疑ございませぬか。

中原委員。

中原委員 今、質疑の対象になつていた農業公園を策定する、農業公園の構想というのと、それから農と緑の活性化構想策定業務委託料、これはそれぞれの委託業務であつて、少しその農と緑の活性化構想というのが、いまいちイメージが私うまくできないのですよね。少しイメージが湧くようなご説明をもう少しいただけないかなと思つているのですけど、お願ひできますか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答ひさせていただきます。

町の総合計画の土地のあり方というのを踏まえながら町全体を農林水産の部門から見て農と緑、海も含めて特産品なども開発しながら観光の視点を置いて交流人口を増やし、定住につながるような構想を立ち上げたいとまずは思つているわけでございます。

具体的には、観光・特産・農業などの実態調査から進めてまいりたいと思つておりまして、そんな中で次の農業公園構想につながるような農家へのアンケートも含め、資源についてもブラッシュアップしていきながら推進体制を整理して、全体のイメージというものを整理していきたくと思つているところでございます。

その後引き続き、全体構想に位置づけられた農業公園について、法制度面の条件整理も必要ですし、農業公園の事例調査をしながらふさわしい機能と規模の検討、来場の可能性を図るためのマーケティング調査や管理・運営方法の検討、事業収支のシミュレーション、完成までのスケジュールの検討、進め方の検討、整備効果の検討などを行つて、次の基本計画を策定するための土台を気づきたいと思つるのがこの農業公園の構想でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 おっしゃるように私も総合計画のイメージとダブつて、それでわざわざそれをまたお金をかけてやらないといけないのかなという素朴な疑問が浮かんだということでお聞きしたのですね。

農業公園の構想だとか、計画なんかについては何となくイメージが湧くのですね、ものが何となく浮かんでくるというか、近隣にも農業公園と銘打っている場所もありますし、イメージが湧かないわけではないのですけれど、この農と緑の活性化構想というのが少しイメージがうまく湧かなくてお聞きしました。

今ご説明をいただいてそういうことをお考えなのかなということは理解しましたけれど、これは農業公園をつくってこうと思ったら、この農と緑の活性化構想を策定しないといけないとか、そういう関係性があるものなのですか。いわゆる縛りがあるものであるのかどうか、そのあたりいかがですか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 縛りがあるわけではないと思いますが、きちんと農林水産業部門としてどうのようにまちを活気づけていくかという視点が必要かと考えております。

単純に農業公園をつくるのではなくて、山のほうも農地のほうも担い手不足、荒廃地が増えている中で、そういうことも踏まえながら今ある資源をブラッシュアップして、山には山の散策道や里山などもあります。農地は、遊休地が増えてきておりますので、そういったことも踏まえて周遊性や連動性も考えて、位置や規模なども考えていかなければならないと考えておりますので、先にまずは農林水産の部門で町全体を見詰めて一つひとつ計画をつくっていきたいというのが思いでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 いろいろ説明を聞かせていただいて、必要性については理解しましたし、またこの構想の策定とその後いろんな政策を具体化していくのかもしれませんが、そのことは1つの岬町にとっての核にしていくようなことにもつながっていくのかなということがお聞かせいただいてわかりました。

やはりこの岬町は自然豊かであるということと、農地、休耕地も増えておりますので、そのあたりの対策もそうですし、どうやって自然と共存していくのか、アライグマやイノシシの問題もありますけれど、そこも町が今後自然と共存しながら発展していくということを考えると、今いろいろお聞かせいただいた構想の策定は必要であろうと思いますし、それを大いに生かして今後の町の発展に結びつけていくべきものであらうと理解いたしました。

ぜひ、これはよく取り組んでいただいて、また議会にもご報告いただいて議会としても考えていきながら、協力できるところは協力して町の発展につなげてい

くべきものであると考えました。

松尾委員長 ほかに質疑ございませんか。

なしでよろしいですね。

質疑なしと認めます。

これで、農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

予算書128ページから133ページをごらんください。

質疑ございませんか。

質疑ないですか。

和田委員。

和田委員 131ページの下から3行目のところ、淡輪海水浴場の施設使用料、開設使用料、これは業者が入ってくる金の何になるのかな。どういうものになるのかちょっと。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

海水浴場の開設につきましては、大阪府のせんなん里海公園内の公園区域内で行っておるものでございまして、公園管理者に許可をいただく必要があります。

これによる駐車場使用と売店等の建物等の使用について2ヶ月間の占用許可に係る使用料となっております。

これは海水浴場の管理組合から町へ収入をいただき、雑入に計上させていただいておりますけども、それを大阪府にお支払いするものであります。ですから金額としては収入と支出は同額となっております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 わかりました。

管理組合というのですか、今海水浴場で店出しているのは何軒ぐらいですか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 売店等といたしましては、1号棟、2号棟と左右に分かれて海水浴場のところで2店出させていただいております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 業者とか、名前は言われなかったらもう結構です。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 業者選定につきましては、管理組合にお任せしておりますので、

毎年同じとなる可能性もないのでちょっとお答えは差し控えさせていただきたい
と思います。

松尾委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の131ページ、上から3段目の箱の地域就労支援コーディネーター等
業務委託料にかかわって、就労相談の実績、それから今後の見通しについてお聞
きしたいと思います。

実績については、わかるところまで直近お聞かせいただければなと思いますけ
れど、2017年度は年度でお聞かせいただいて、2018年はまだ途中ですけ
れども、わかる範囲であれば、お求めでしたらお聞きしたいと思います。

それから、目2観光費の節13委託料のところ、道の駅みさきにかかわって
の予算計上がありまして、その関連で少しお尋ねしておきたいと思います。

道の駅みさきの維持管理にかかわって、よってってのお店を出していただい
ている建物がありますけれど、そこが閉店した後の管理についてはどのように行っ
ておられるのかということと、それからこれは観光と直接かかわりづらいかもわ
かりませんが、駐車場の管理の問題で、駐車場のロータリー部が損傷しておりま
して、丸い植え込みのところがあるのですが、そこがどうも大きな車両なんか
が乗り上げているのかなということで、周りの縁石のブロックが破損している状
態がありまして、そのことは前もって担当課にもお伝えしているので状況把握い
ただいていると思いますが、その後の修復の見通し等についてお聞きしたいと思
います。

それから道の駅については、特産品の開発を以前、和歌山大学に調査を依頼し
て、ぜひ何か形になれば道の駅で販売したいということをお聞きしていたと思
うのですが、その後の進捗はいかがかこの機会に合わせてお聞きしておきたいと思
います。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、商工費の中の地域就労支援コーディネーター等業務委託料ということで
ございます。

実績でございますが、就労支援相談件数の実績につきましては、平成26年度
から平成29年度までのデータが手元にありますので、そちらをご報告させてい
ただきたいと思います。

新規相談件数になりますが、平成26年は63、平成27年は49、平成28年は57、平成29年は43件となっております。

平成29年の新規相談件数43件につきましては、多奈川事業所で開設している相談数が29件、淡輪事業所で開設している相談数が14件、主には働き口の相談ということで、年齢層で言いますと30代が1件、50代が2件、60代が30件、70代が8件、80代が2件ということでございまして、結構高齢の方が多いです。それらにつきましては、就職先への誘導といたしまして、岬町のシルバー人材センターに、誘導していっていると聞いております。

また、男女の比率で言いますと、43件の比率は男性が24人、女性が19人となっております。

そして相談事業のほかに、講座講習などを行っているわけですがけれども、平成29年は平成28年まで行ってきたパソコン講座、ホームヘルパー2級講座の参加者が少なくなってきたということと、ホームヘルパーについては制度改正があって、今までのような講習ができなくなったということで平成29年は未実施となりまして、その部分の費用については返還いただきました。

平成30年度については新しい講座、より必要性の高い講座を考えてほしいということで今年度は新しい試みといたしまして、ふすまの張りかえ、植木の剪定、草刈り機の操作方法といった技能講習、最近では岬町シルバー人材センターさんのほうに誘導していることが多ございますので、そこで活用できるような技能講習を進めていただけたというようなことを聞いております。

就労支援センターのことについては以上でございます。

松尾委員長 道の駅みさきの閉店後の管理ですね。

吉田課長。

吉田産業観光促進課長 続きまして、道の駅みさきのご質問をいただいた部分で、まずは維持管理のところにつきまして、閉店後につきましては、国のほうの施設と駐車場については遠隔のカメラがついておりますのでそちらで、大阪国道事務所で管理されているという実情になっております。

昨年度で言いますと、国から連絡をいただきまして、10時ごろに明かりがついているというようなことで、見に行ったケースがあります。

指定管理者のほうでフロア掃除をするのに閉店後にやっていたので事なきを得ましたけれども、そういった感じで閉店後につきましては、遠隔操作で監視しているというような状況になってございます。

それと縁石の修理のお話ありがとうございましたけれども、これについては大阪国道事務所に要望をいたしたところ、回答といたしましては、すぐに緊急対応するものとは考えにくく、来年度予算で何らかの措置を考えていきたいという回答をいただいております。

あと特産品の開発のことでございますが、道の駅「みさき」の提案事業として、都市再生整備計画で、岬町の特産品を生かした加工品を開発して観光資源とともに情報発信をすることで、交流人口の拡大を図ることを目的に、旧のまちづくり交付金を活用した提案事業として行うものでございまして、昨年度から繰り越しさせていただいて事業を進めてまいりまして、この2月28日に完了いたしております。

主な内容といたしましては、水産業部門の浜の活力再生プランの関係で、水産大学校の講師をお招きして講演会を1回、その後に販路開拓という視点から商品開発を考えるということで、大阪府の6次産業化のプランナーという方で講師をお招きして、講演をしていただきました。また、今回の提案事業の中ではフグと古代米を活用していくということになっておりましたので、その養殖をされている方々に、委託先である和歌山大学の先生を通じて山口県の下関に研修に出向き、水産大学校や向こうの商工会の人と会っていただいて、フグを育てるに当たっての注意点とか、こういう商品があるよとか、そういう勉強もしてきていただきました。そして試作といたしましては、商工会さんと淡輪の漁組さんに協力いただきまして、1月31日には保育士さんに、古代米とフグの空揚げ、ライスバーガーとかフグのシューマイとか、発酵させてプリンとか、いろいろな試作品をつくっていただきました。それを全てレシピ化しております。そのほかに道の駅「みさき」の丘の上食堂でもフグと古代米を使って、フグのラーメンと古代米とフグを使ったお茶漬、そういったものを考えていただいたりしております。

その考えていただいたレシピについては、今後、道の駅の販売コーナーにレシピを置いて、ご家庭でもつくっていただけるようになればと思っています。後は丘の上食堂でも実際メニュー化して、岬の名物として何かお出ししていただけるように要望したところであります。

松尾委員長 今、12時になりました。

ここで諮りたいと思うのですが、暫時休憩したいと思うのですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 よろしいですか。

それでは、続きは1時から始めたいと思います。よろしくお願いします。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時00分 再開)

松尾委員長 休憩前に続き、会議を再開します。

商工費の続きを再開したいと思います。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 はい。商工費、1点だけ確認させてください。

131ページの9旅費、普通旅費と特別旅費があるのですが、これって旅費、
どういう違いがあるのか。説明をお願いします。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまの質問は、131ページの目2観光費の旅費についてで
よろしいでしょうか。

奥野委員 観光費の次の。

吉田産業観光促進課長 はい、わかりました。普通旅費で計上させていただいております
のは、観光に関するビーチバレーとか、そういった観光ネットワーク会議などへ
の出席。そして道の駅連絡会への出席などの職員が出張する経費でございます。

特別旅費につきましては、瀬戸内・海の路ネットワーク協議会に加盟しており
まして、総会では町長や部長が出席していただいております。また担当者会議も
ございまして、そちらは部長と課長級で対応させていただいているところでござ
います。また、みなとオアシスの総会などもございまして、全国規模ですので毎
年開催地が変わりますけれども、そちらに出席するための経費になってございま

松尾委員長 奥野委員、よろしいですか。

ほか、委員の皆さん。

辻下委員。

辻下委員 少し聞かせて。131ページの15工事請負費。産業観光課促進課、淡輪海水
浴場設備基礎設置工事462万円とあるのですけれども、これは淡輪海水浴場の
どこですか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

海水浴場の施設の基礎工事ということで上げさせていただいております、こ

ちらのほうにつきましては、大阪府の建築指導室のほうから海水浴場内の仮設建物について基礎の設置が必要という指導が入りまして、開設者として法令遵守するために構造上安全な基礎を設置するための経費を上げさせていただいているところでございます。

松尾委員長 ほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の132、133ページの中で、節19負担金、補助及び交付金の説明の真ん中より少し下あたりに観光協会補助金が設けられております。昨年度予算よりは少ない金額で予算の支出を計画されているようですけれども、観光協会との連携の強化については2日目の本会議でも語られていたところのようですし、これは予算が減っているのは何か理由があるのかなと。また、来年度については、この補助金を活用してどういった活動を観光協会としては計画されているのか。そういったことについてお聞きしたいと思います。

それからもう1点。商工振興費にかかわることだと思っておりますけれども、社会実験運航の来年度の計画としてお尋ねをするのですが、土日。ここ関係あるところですね。ちがうかな。

松尾委員長 総務のところみたいですね。

中原委員 イベントちがいますよ。船のことは、この委員会とちがいましたかな。そうすれば去年ここでお金、少し調べます。そうしたら、今1点お聞きしたところをお答えいただきましょうかね。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 観光協会の補助金について、前年度予算額と少し減少しているという点につきましては、観光協会で作成しておりますパンフレットに在庫がございますので、その製作費が減少しているのが大きな要因となっております。

それで当初予算で270万円ということでございますけれども、従来から行ってきております観光資源の保全事業とか観光案内所さんぼるたの運営事業とか、イベントにおきましてはつつじ祭りを初めとしたイベントの開催経費。それと阪南大学と観光デザイン研究の経費について、必要ということで予算を要求させていただいたところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 減額の理由はわかりました。それで今さっき聞きかけていた社会実験運航のことなのですけれど、深日洲本ライナーの問題で、費目がここだと私は思って、お

尋ねしようと思って準備していたのですが、以前、商工振興費の節19負担金、補助及び交付金のところで掲げられていたかなと思っていたのですが、それは違いませんか。少しここで聞けることかどうか。要は、来年度の船の深日洲本ライナーの来年度の計画とか、予算取りはどのように行うのかとか、そのあたりについて現時点では予算取りが恐らくできないというか、国の補助金の活用が確定した段階で補正予算で上がってくるのかなと思っておりまして、ここにはそれで書かれていないということかと考えているのですが。

松尾委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 深日洲本ライナーの運航に係る事業費につきましては、総務費の1総務管理費、9地方創生総合戦略事業費の中に予算化されております。

ページ数でいきますと、69ページのほうに記載させていただいております。

松尾委員長 中原委員、よろしいですか。

ほかの委員さん。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なしでよろしいですね。そしたら質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて土木費に入ります。

予算書132ページから149ページをごらんください。ただし、144ページから145ページの項4都市計画費のうち、目3コミュニティーバス運行費は、ほかの委員会の所管ですので除きます。

それでは、補足説明をお願いいたします。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 補足資料の平成31年度における主な工事内容について、ご説明させていただきます。

予算書の136ページの2道路橋梁費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、町道多奈川歴史街道線道路整備工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と10ページの工事箇所図をあわせてごらんください。

場所は、多奈川中地区の府道岬加太港線から産土神社への新たに整備する道路で、実線で太く書かれている箇所でございます。道路延長は約270メートル、幅員は5メートルとなっております。事業の進捗ですが、平成29年度は用地買収

を完了し、平成30年、31年度で工事を実施し、31年度完成を予定しています。平成30年度の主な工事内容としましては、道路の擁壁と盛り土、排水環境の施工を行いました。平成31年度は舗装工、排水工事などを実施する予定でございます。

続きまして、予算書の136ページの2道路橋梁費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、西畑線道路改良工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と11ページの工事箇所図をあわせてご覧ください。

場所は、多奈川西畑の町道西畑線で、実線で太く書かれている箇所でございます。道路延長は約360メートル、幅員は車道片側3.5メートルで全幅の7メートルとなっています。事業の進捗ですが、平成30年度で用地買収が完了し、平成31、32年度で工事を実施し、平成32年度完成を予定しています。平成31年度の工事内容としましては、山間部の切土、コンクリートによる法面保護工、管渠工の整備などをする予定でございます。

続きまして、予算書の136ページの2道路橋梁費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、町道海岸連絡線整備工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と12ページの工事箇所図をあわせてご覧ください。

場所は、府道和歌山阪南線から南海本線を超え、町道畑山線に通じる町道海岸連絡線で、実線で太く書かれている箇所でございます。道路延長は約780メートル、幅員は車道片側3.5メートルで全幅7メートル、片側歩道で歩道幅員としましては2.5メートルとなっています。事業の進捗ですが、30年度は道路土工、擁壁工、橋台2基などを実施しました。平成31年度は橋梁の仮設、道路工事の残工事としまして、舗装、道路配水構造物、側溝整備等を実施する予定で、平成31年度末の完成を目指しております。

続きまして、予算書138ページの2道路橋梁費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、橋梁改修工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と13ページの工事箇所図をあわせてご覧ください。

場所は淡輪6区の淡輪海浜会館付近の古田橋で、実線で太く書かれている箇所

でございます。橋梁延長は約19メートル、幅員は車道が2.6メートルとなっています。工事内容としましては、本橋梁は海岸に近く、塩害による影響のため、コンクリート部に劣化が見られるため、床版、支承部を補修するものでございます。

続きまして、予算書の136ページの2道路橋梁費、2道路維持費、工事請負費としまして計上しております、西畑池谷地区里道改修工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と14ページの工事箇所図をあわせてごらんください。

場所は、多奈川西畑池谷地区内の町道西畑線から墓地へと続く里道で、実線で太く書かれている箇所でございます。内容としましては、コンクリートの舗装の里道の路肩がイノシシや雨水の影響で崩れており、危険な状況であるため改修するものでございます。工事の延長は約70メートル、幅員は2メートルとなっています。

続きまして、予算書の140ページの3河川費、1河川水路維持費、工事請負費としまして計上しております、多奈川古港雨水ポンプ整備工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と15ページの工事箇所図をあわせてごらんください。

場所は、多奈川西地区の西集会所の横にある古港で、実線で太く書かれている箇所でございます。内容としましては、台風や高潮による水害が予測される場合、移動式ポンプによる内水排除を行っていますが、設置に人員及び時間を要することから常設のポンプを設置し、さらなる安全性の確保を図る工事を実施するものです。平成30年度に実施設計を行い、平成31年度に排水ポンプ設置工事を行う予定でございます。

続きまして、予算書の140ページの3河川費、1河川水路維持費、工事請負費としまして計上しております、兵庫地区水路改修工事について説明させていただきます。

委員会資料の9ページの主な工事一覧と16ページの工事箇所図をあわせてごらんください。

場所は、深日の兵庫地区で、実線で太く書かれている箇所でございます。内容としましては、排水が悪い水路の改修を行うことで大雨による道路面の水没及び

家屋への浸水の防止や住環境の改善を図るものでございます。工事内容としましては、約150メートルの水路改修を予定しております。

松尾委員長 先ほどの土木費の説明に対して、質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 137ページの節15町道多奈川歴史街道道路整備工事。完成予定を少し聞き漏らしたのですが、供用開始時期と、それと予定どおり進んでいるのかと、この1点お示し願います。その一番下の町道海岸連絡線整備工事。2億3,500万円強。この点についても、少し補足説明をお願いします。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 歴史街道線につきましては、来年度末の供用開始を考えております。31年度です。31年度完成。供用開始は32年4月1日。よろしいですか。

松尾委員長 小川委員。

小川委員 予定どおり工事は着々と進んでいると解釈してよろしいね。

中谷都市整備部副理事 はい。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 町道海岸連絡線整備工事の件でございます。来年度の工事内容ですけれども、基本的には歩道部、車道部の舗装工事が残ってきております。また、一部ですね、側道がまだできてない状況で、そこを予定しております。あと防護柵工としまして、ガードレールとか転落防止柵とか、あと照明も含めてなんですけども要所要所でつけていくというような工事費の内容となっております。また、完成については後ほど説明もさせていただきますけれども、基本的には31年度で完成できるようにですね、これからも頑張っていきたいなと考えているところでございます。

松尾委員長 小川委員。

小川委員 歴史街道の件は承知しました。

町道海岸連絡線整備工事については、議案の第16号、17号、18号でも説明があるかと思うので、またそのときにお聞きしたいと思います。

松尾委員長 そのほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なしでいいですか。

中原委員。

中原委員 予算書の139ページ、土木費の道路橋梁費、節13委託料の橋梁整備工事設

計業務委託料なのですが、城ヶ谷橋っていうのですか。この橋は、昨年と同じ事業の委託料の名前があって金額も同じものが掲げてあったかと思うのですが、どういう事情なのかお尋ねをしたいと思います。

それからその下の古田橋についてですが、今、説明をいただいたところによると、海が近いということで劣化しているということへの対応ということで、それは適切なことだと思います。この古田橋なのですが、耐震性については確保されているかどうか。この機会にお尋ねをしておきたいと思います。

それからその下の河川費のところについても、少しお尋ねをしておきたいと思います。1つ目の報酬のところで、後に出てくる議案ともかかわりがありますけれども、水門等操作員出動報酬ということで36人と書かれていて予算化をされております。この36人というのは、実数と考えていいのかなと思うのですが、出動回数等については、どういう見通しを持っておられるかお尋ねをしておきたいと思います。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 最初の1点目の城ヶ谷橋の設計業務についてですが、前年度も予算計上させていただいておりますが、前年度の分につきましては社会資本整備事業で、この事業につきましては社会資本整備事業の国庫補助金を活用しての事業となります。平成30年度の国庫補助金の社会資本の交付金額が少なかったため、事業を実施するに至りませんでした。

それと古田橋ですが、耐震性につきましては調査はしておりません。今回の補修につきましては、支障部分の補修となっております。

それと水門操作員の人員につきましては、実際の緊急時の操作をお願いする方の人員となっております。

回数は2回を予定しております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目お答えをいただいた、城ヶ谷橋なのですが、事情については、ああそうなのだなと思って聞かせていただきましたが、この橋はどういった状況にあるのか。社会資本整備事業、国の補助金、交付金であったか忘れてしまいましたが取れなかったということで事業を見送っていい状態なのかということが少し気になって、さらにお尋ねをいたします。

それから古田橋ですが、耐震性についてはわからないということでしたけれども、実はその耐震性に不安があるというお声がありましてね。それでそういった

耐震性の調査なんかについては、今後行う計画がないのか。改めてお聞きします。

3点目の水門等操作員の出勤報酬ですが、今、説明されたのは、何か少しよくわからなかったのですが、何かあったときに実際に出動していただくことになろう人たちで、それぞれ2回分出勤に対する報酬を計上しているということでしたけれども、少しこれは後で聞こうと思っていたのですが、いろいろお答えいただいたので、せっかくなのでここで聞きますけど、水門等操作員と呼ばれる方々の人数は36人と考えたらいいか。そこが少し、今さっきの答えでは余りよくわからなかったので、改めてお聞きいたします。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 まず1点目の城ヶ谷橋の状況ですけども、この橋は町道西畑線にございまして、道路の片側を復興するような形で、従来の橋梁と違って片側張り出し橋梁という形式で橋梁はあります。緊急性につきましては、前回、本町の15メートル以上の橋梁に対しての状況の設計、状況の確認という形で、本町には15メートル以上が6橋ありまして、そのうちの1橋として計上しております。現在のところ、危険性については特にございません。

それと古田橋の耐震性の調査の計画ですが、現在のところはございません。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません。水門のほう、先にお答えさせていただきます。

岬町にある水門は80カ所ほどあるんですけども、そこにですね、大阪府さんが定期的な管理を委託するという形で、30の方がそれぞれ日常点検なりしていただいています。台風とかのシーズンのときに緊急ということで、我々も高潮なんかあった場合には閉めてくださいということでお願いをしていく形を今とっているんですけども、その方たちは基本的には30人ということになるのですが、町としまして内水排除をしていく必要のある部分がございます、そちらの方にも水門を見ていただいているというところもあります。その内水排除のところで複数の操作員の方がおられますので、それで合計が36人という形になっているということでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目お答えいただいた城ヶ谷橋なのですけれど、これは危険性は特にないということであって、それはよかったなと思って聞いているのですが、そうしますと整備内容はどんな整備が必要だったのか。過去にお聞きしたのかなとは思いますが、お聞かせいただきたいと思えます。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 城ヶ谷橋につきましては、当初、遠くからの目視点検という形式で点検しまして、それで一部コンクリート部分に劣化が見られましたので、それについての詳細設計ということを考えておりました。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 引き続き、今年度事業化できるように頑張ってお金を取りにいてほしいと思います。

それから古田橋については、特に耐震性についての診断を行う計画はないということでありましたけれども、必要があるのかどうかわかりませんが、近隣の方にとっては不安があるということがあるので、その点はぜひ覚えておいていただきたいなと思います。

続けてお尋ねをいたしますが、139ページ、今のページなのですがね。その河川費のところ、節13委託料。よく話しているから何か関係あることかなと。節13委託料の真ん中の多奈川楠木地区水路清掃業務委託料。これについてお尋ねをしたいと思います。この委託料については、前からこういった事業はされていたのか。もし新規であるならば、こういった業務が必要になった背景であるとか実情、また委託される先は個人なのか団体なのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それから、今日の午前中に少し聞いていた、東谷川の補修工事のことなのですが、この河川費のところ、以前、東谷川の補修工事の設計業務委託料が設けられていたと思うのですね。それで午前中話したとおり、2回入札が不調に終わったということで、先ほどと同じなのですが、急いで工事しないといけないような危険な状態がないのかどうか。補修内容としては、どういった工事が必要なのか。そういった点について、お尋ねをしたいと思います。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 先ほどの委託料、多奈川楠木地区水路清掃業務委託についてご説明させていただきます。これに関しましては、楠木地区で水道管の埋設工事を行った際、地権者の要望によりまして、水路の清掃は水道課が、水路敷の草刈りは下水道課が従来行っておりまして、今年度までは水道課のほうで予算化して支払いをしていたところでございます。来年度から水道課が大阪広域企業団になることから、費用のほうは大阪広域水道企業団が負担しますが、支払いについては、この一般部局からしていただきたく、こういうような形をとらせていただいております。

ます。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 東谷川の工事の内容ですけれども、現在、契約しまして、準備、測量、掘削をする段階に入っています。工事としましては、長年に護岸が洗掘されまして、施工としましてはブロック積みで復旧する予定です。今年度、3月末で工事完了予定にしています。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 東谷川は、契約はどういう種類の契約をなされたのか、お尋ねします。

それから、141ページの河川費の節15工事請負費、谷川古港雨水ポンプ整備工事について、お尋ねをいたします。

先ほど説明がありましたけれども、これは長年地元からの要望があったものだと思いますし、そういった地元要望に応えるものとして積極的な予算措置だと考えております。工事完了は来年度末ということであったと思いますが、できるだけ早くこの工事を終えて、集中豪雨とか台風とか、そういった災害に備える必要があると思いますけれど、工事の完了は、やはり来年度末ということにならざるを得ないのかという点と、それから、これはどれぐらいの降雨量に耐え得る設計になっているか。その点について、参考までにお尋ねしておきたいと思います。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 今年度実施しています、東谷川の契約内容ですけれども、入札で不調となりまして、期間もないということで随意契約で契約しています。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 谷川古港雨水ポンプ場整備工事の件ですけれども、工事としましてはできる限り早く、今年度中に設計は完了するのですけれども、できる限り早く、雨の時期、できれば7月、8月、早ければ早く工事を完了したいと。現在、設計中でポンプ等々の納期等を確認していますが、できる限り年度末ではなく、雨降るまでに一日でも早く工事を着工完了させたいと考えております。

松尾委員長 降雨量の。

中谷都市整備部副理事 降雨量につきましては、現在、大雨のとき、高潮のときにですね、町の移動式ポンプをそちらに運んで対応していると。長年の経過の中で、その移動式ポンプで十分対応できることから、移動式ポンプの排出能力が1分当たり6立米のポンプ性能を持っていておりますので、それ同等程度のポンプを考えて

おります。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただきました、契約の種類としては随意契約になったと。これ午前中にもお伝えしておりましたけれども、なかなか事業を請け負っていただけたところというか、入札に参加いただけたところが非常に難しい。災害後、そういう状況になっているということはお話しました。それで随意契約にならざるを得ない状況が、恐らくまだしばらく続くと思うのですね。ですので、きちんと町のほうで随意契約に当たっては複数に見積もりを取るとか、きちんとルールを決めておられますから、それに基づいて運用されているとは思いますが、そういった意味でも非常に事務としては煩雑になるわけですね。入札をやって不調になって、また入札をして、またもし不調になったら随意契約にかける。そうなる複数から見積もりを取らなければならないといったようなことで、大変時間もかかってくることは考えられますから、ご苦労なさるところだと思いますけれども、契約については、できるだけ本来のあり方どおりに進められるようになればいいと思いますし、随意契約にならざるを得ないということであれば、それはそれで決められた規則どおりに厳正に適応してもらいたいと思います。

それから古港のポンプ場については、できるだけ早く設置したいと意欲的なお返事でありまして、そのように努力していただきたいと要望したいと思います。

委員長、引き続きお聞きしていいですか。

松尾委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

今の古港の下のところの、節19負担金、補助及び交付金の中で、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等補助金。これ新規施策に当たるわけですがけれども、この施策の内容についてお聞きしたいと思います。

それから143ページの都市計画費、都市計画総務費の節19負担金、補助及び交付金の中でブロック塀撤去補助金が来年度においても設けられております。繰り返し、これまでも申し上げておりますけれども、金額、条件、工事内容等について拡充策をぜひご検討いただきたいということは、これまで申し上げてきたところでありまして。来年度においては、どのようにお考えか。この機会にお聞きしたいと思います。

松尾委員長 よろしいですか。質問は。少し待ってくださいね。もういいですか。どなたが。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 先ほどの土砂災害特別警戒区域の移転補償事業のことについて説明させていただきます。

近年の集中豪雨による土砂災害の増加や新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加しています。これを踏まえ、町内住民の人命を守るべく、土砂災害特別警戒区域が大阪府に指定されています。その全ての危険箇所を対策工事によって安全にしていくには膨大な時間と費用が必要となることから、当該区域内の既存住宅の移転促進による対策を推進しようとするものとしてですね、国及び府の補助金としまして、社会資本整備総合交付金事業としまして、国が2分の1の補助、大阪府4分の1、岬町が4分の1のそれぞれの負担割合となっています。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 143ページのブロック塀撤去補助金について、来年度においてどのような補助金の拡充をお考えかということで、まず一般質問でも拡充のお話をいただきまして、その後、まずはブロック塀の撤去工事の補助金の遡求について検討させていただきました。検討を行った結果、当補助要綱制定以前の危険なブロック塀などとして所有者が対応していただいたことは、危険なブロック塀の撤去を促進し、もって地震による人的・経済的な被害を軽減すると考えられるため、町の単独費はふえますが、遡求を行ってまいりたいと考えております。ただし、現在の交付要綱で定めております対象要件がございますので、その内容に合致したものと考えております。

続きまして、ブロック塀の新設補助についてのお話と思いますが、新設補助につきましても危険なブロックの撤去を促進していることや国の補助金もあることも踏まえ、平成31年度から対応を考えてまいりたいと思っております。ただし、先ほどもお伝えしたように、ブロック塀等撤去工事の補助金と同様に、現在の交付要綱で定めている補助要件に合致するものが対象ということになります。なお、遡求につきましても、新設補助につきましても国・府の補助金がないことから難しいものと考えております。すみません。拡充のお話はこれぐらいですかね。ほかにまだありますか。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目の特別警戒区域内の家屋の移転を促進するというので、移転補助を行うと。それはわかるのですが、どのように事業を進めていかれるのかなというのが少しイメージが湧かなくて。例えばですけれど、この区域は危険だと大阪府

が指定している範囲ですよと。あなたの住んでいるところは危ないかもしれないよと。なので別の安全なところへお引っ越しされるのだったら、こういう補助事業ありますよというようなことをお知らせして進めていくのか。もうピンポイントで該当するところへ個別にお知らせしていくのかとか。周知の方法、またこの事業そのもののスタート時期とか。そういったことが知りたかったのですが。その点はいかがかお尋ねするものです。

それから2点目のブロック塀の撤去補助については、遡求を真剣に検討いただいて実施をするというご決断をされた。このことについては高く評価をしたいと思います。さらにブロック塀を撤去した後の軽量フェンス等の新設についての補助も検討されているということで、前向きな対応だと思います。拡充はこれぐらいでいいでしょうかって、いや、拡充はこれぐらいじゃない。何かそういうことを逆に問われましたけれども、拡充ということであると、例えば金額の上限を引き上げるとか、そういったことも拡充の中に入るのかなと思っているのですけれど、もしもさっきお答えいただいた、2つの事柄以外の拡充策があるのでしたらお答えいただければと。ないのでしたら、先ほどのお答えで結構です。

それから同じ143ページの公園費の節13委託料なのですが、こちらに夕野池の交流広場のトイレの清掃業務委託料とか夕野池及びカイカ池の広場の草刈り業務委託料が設けられております。看板の設置工事についても計画をされているようであります。この2つの池と、それから広場ですね。この2つの広場については、地域の団体の方々とさまざま意見交換・協議をしながら進めてこられたと思います。その協議が調った、要するに地域の方々と合意はできた結論として受けとめていいのかどうかお尋ねしたいということと。それからトイレと草刈りの委託料が計上されておりますけれども、委託先はどこになるのかお聞きしたいと思います。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 土砂災害特別区域内家屋移転等助成金の内訳ですけれども、住宅の除去等に要する経費、除去費用ですけれども、上限で80万2,000円。それと住宅にかわる住宅の移転建設に要する経費が415万円になっています。また、指定区域の確認ですけれども、大阪府で指定してしまして、大阪府にどこが家屋が指定の区域に入っているかというのは、大阪府にそういうデータがございます。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません。今の補助制度の話ですけれども、基本的には土砂災害特別

警戒区域内の建築物が対象ということになっています。具体的には特別警戒区域というのは町内に320カ所ほどあるわけなんですけど、これについては土砂災害のマップというんですかね、地図も危機管理さんのほう、またうちのほうでも備えたりして用意しています。それについては閲覧もしていただけますが、基本的にはその区域の人に対して周知を図るということで、時期が4月1日になるかというのはあるんですけども、回覧なり、または岬だより、こういったところでまず周知をさせていただいて進めていきたいなどは考えております。

それと夕野池の関係でございますが、公衆便所の清掃業務なりにつきましては、昨年9月で一定補正という形で、町と地元さんの役割分担の中で、町のほうで清掃していくということで一定の合意が図られたということで9月議会で計上させていただいております。今年度の分ということで考えていただいたらと思います。また、草刈りにつきましても、基本的には法面とかの危険箇所というのは町のほうでさせてもらうんですけども、平場とか維持管理しやすいところはお協力いただけるというようなどころでお話も決まっております。また、看板につきましては、使用目的の看板が現在立っておりませんので、その看板について設置していきたいというように考えております。委託先につきましては、シルバーさんで今年度はさせていただいた経緯もございますので、シルバーさん含めて考えていきたいと考えております。

松尾委員長 中原委員、よろしいですか。

奥野委員。よろしいですか、先に。奥野委員、どうぞ。

奥野委員 すみません。少し2点お尋ねいたします。

先ほど中原委員も質問された、その関連で、古港の雨水ポンプ設置整備工事で、先ほど中谷副理事の答弁で6立米の対応の排水量というか、何かそういう説明あったと思うのですが、移動式のポンプと同等の設備を持ったものでいけるというような答弁もあったと思うのですが、逆にそういう移動式のポンプでいいということで、予算が3,400万円も予算がついていると思うのですが、そのポンプと同様の施設でそんなに予算が要るものなのかどうかという、その辺が少し説明をお願いします。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 現在、使用している移動式のポンプにつきましては、数名の方が押してホースも露出という形で防潮堤の上部から排出するという形で作業しております。今回、設置考えているポンプの性能につきましては、古港の一部のとこ

ろにですね、ステージを設けて常時ポンプを常備すると。配管につきましても港湾等と協議しまして、地中埋設しまして人員も1人で一定作業すれば十分に対応できるという形で考えております。

ですから、ポンプにつきましても従来のポンプと同等程度のものを考えて、常時電源を引き、また停電時には緊急に操作できるような形のポンプを考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 わかりました。停電時にも動くように、そういう発電機もつけるというような答弁ですね。それと当然、湾の中への排水になるので、そういう道の断ち割って、そこにそういうホースにかわる配管も入れていくということになるのですかね。でいいのですか。で3, 400万円の予算が要ということですね。

それともう1点、兵庫地区にもそういう浸水対策で水路改修工事を組んでいただいているのですが、ここも毎年大雨になると浸水で、この地区の皆さんは大変心配になるところなのですが、これ以前に少しお聞きしたら、道の真ん中に大きな水路をつけるような計画であるようにお聞きしているのですが、もう設計が決まっているようであれば、どのぐらいの水路幅で深さのものを真ん中にどんと入れるのか。詳細がわかればお教えてください。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 今、ちょうど設計中なんですけども、道の真ん中に車が通っても行ける自由勾配側溝を考えています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 大きさは。

是澤土木下水道課長 管の大きさは300から400になります。深さは大体1メートル程度になります。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 今、何か管を入れていくのですか。何というか、普通のこう。

松尾委員長 是澤課長、きちんと説明できますか。

是澤土木下水道課長 今、道も有効利用中というかですね、今のところは自由勾配側溝を計画しているのですけども。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 これについてはですね、十分もう一度検討させていただきたいと思います。暗渠を入れるのがいいのか、マンホールでいくのがいいのかと言ったら、暗渠のほ

うが、各家からの排水が取りやすいというように私は素人ながら考えています。その辺の打ち合わせがうまくできていないようですので、きちんとまた改めて説明させていただきますので、今回はこの予算でお願いしたいと思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 それと排水の対策も大事なのですが、これも以前に少し申し上げたことあるので、将来、下水管も入ってこようと思いますので、その辺も並行して何か入るような計画でお願いしたいと思います。

松尾委員長 要望でいいですか。

ほかの委員、よろしいですか。

中原委員。

中原委員 予算書の147ページ、一番下にございます、不良空き家等除却補助金が設けられております。これは空き家等対策計画に基づく執行があった場合ということなのかなと思うのですが、そういう理解でいいのか。ただ、補助金だから強制執行によるものではないのかなとか思ったり。少しきちんと理解できるようにご説明いただけるとありがたいです。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 少しこの不良空き家等除却補助金について、概要を説明させていただきます。

まずは、今回の空き家対策計画の基本方針に基づきまして、本町の区域に所在する空き家などの除却に要する費用の一部を補助することにより放置され、危険な状態の管理不全な空き家の解消を進め、住民が安心して安全に暮らせる環境づくりを目的として補助金として所有者さんに出すものでございます。

補助対象の施設としましては、現に居住されていない不良住宅、または空き建築物という2つの種類がございます。不良住宅につきましては、言葉どおり住宅。主として居住のように供される建築物、または建築物の部分で、その構造または設備が著しく不良があるため居住のように供することが著しく不適當なものであるものを不良住宅として位置づけて補助金を出すようにしております。

空き建築物ということで、こちらにつきましては住宅以外、倉庫、事務所などになりますが、現に使用されておらず、かつ今後も従来のように供される見込みのない建築物であって、除却後の跡地が地域活性化のために計画的利用に10年以上供されるものが対象となっております。

補助金の額ですが、1件当たり上限としまして50万円を除却工事に要する費用の8割を補助基本額として補助します。ただし、除却工事に要する費用は毎年

度国が標準金額を示しておりますので、示します標準金額を上限としております。

あと財源につきましては、社会資本総合交付金で空き家再生等促進事業という中に除却事業というのがあります。その中で国が50%、町が50%となっております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 この事業は予算がとおればですね、準備をして周知等を進めていかれるということでしょうか。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 はい。そのとおりでございます。

松尾委員長 ほかに土木費で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

予算書176ページから177ページをごらんください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 これは177ページの予算組が5,600万円になっておりまして、先ほど3分の2の府の補助金が3,700何がし。その他、もう1,800万円が町からということで、以前、これは府の工事だからという話でいろいろと折衝いただいたのですが、3分の1が町がもう出さざるを得ないということになったのでしょうか。再度確認です。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 この件につきましては、12月議会の事業委員会の中で詳細を説明させていただいておりますが、大阪府との協議の中で、町のほうと大阪府のほうでそれぞれの負担割合を定めたものでございます。負担割合については、寺田のほうの説明したとおり、大阪府が3分の2、町が3分の1を負担するということになっております。なお、町の負担分につきましては多目的公園の管理基金を充当する予定と考えております。

また、この復旧工事については国の災害査定を受ける予定となっておりますので、災害工事としての認定を受けることができれば、設計につきましても国の助成対象になる可能性があるかと聞いております。

奥野委員 結構です。

松尾委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで質疑なしと認めます。これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて諸支出金に入ります。

予算書176ページから177ページの目4海釣り公園管理基金費をごらんください。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。反対ですか、賛成ですか。

中原委員 賛成です。

松尾委員長 どうぞ。ごめんなさい。反対の方、いらっしゃいますか。

なしですね。どうぞ。

中原委員 本委員会に付託された来年度予算の費目について、確認をさせていただきました。承服しがたいと考える中身がなかったわけではありませんが、ブロック塀撤去の補助に対する遡求の適用や撤去後の新設についても拡充策を検討されているという非常に前向きな考えが示されたところであります。また、古港の雨水ポンプの設置についても、長年の住民要求に応えるものと認識するものでありまして、賛成する立場でございます。

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

議案第9号「平成31年度岬町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

委員会資料の17ページに補足説明資料がありますので、説明を受けたいと思います。

それでは、是澤課長。

是澤土木下水道課長 平成31年度岬町下水道事業特別会計予算に係る公共下水道工事の予定箇所について補足説明いたします。

予算書の260ページの節15工事請負費としまして計上しております、公共下水道汚水管理設工事(24-17)について説明させていただきます。

委員会資料の17ページの工事箇所図をごらんください。

場所は深日緑地区で、実線で示していますのが下水道汚水管の埋設箇所、波線で示していますのが汚水管を埋設することに伴い、水道管の移設が必要となる箇所です。工事概要といたしましては、下水道汚水管の埋設延長は約130メートル、管径は200ミリとなっています。補助延長としまして86メートル、単独延長として44メートルとなっています。

松尾委員長 予算書の245ページから271ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今、委員会資料17ページに基づいて予算書の261ページとおっしゃったかなと思うのですが、委員会資料では公共下水道汚水管理設工事という名称で記されているのですが、261ページに同じタイトルのものがよう見つけなくて。どの項目のことを指して説明いただいていたのか、少しわからなかったのですが。説明もう一度お願いできますか。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 予算書の261ページですね、工事請負費。公共下水道工事になります。

松尾委員長 質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の255ページ。款4諸収入の項1受託事業収入の水道管移設受託事業収入が増加しているようではございますが、増加というか、これ新規なのか復活なのかよくわからないのですが。それが増えたことによって、ここの費目の全体が増額となっているようであります。この事業内容等についてお聞きしたいのが1点目です。

それから261ページの一番上の節19負担金、補助及び交付金の流域下水道

事業負担金。これについては来年度は少なくなっているようでありますけれども、これは工事が完了したことによって工事費が減少することに伴うものであるのか、ご説明いただければと思います。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 まず、第1点目の下水道費受託事業収入についてご説明します。

水道は企業団に移管したため、下水道工事に伴う水道移設が本来は水道で発注してましたけど、こちらで発注するんですけども、水道課が水道企業団に入りましたので、大阪府からの入という形になります。水道移設に係る分です。

それと19の負担金、補助及び交付金の減なんですけども、本町の負担割合が流域下水道の分で14.2%となっており、減の理由としましては、大阪府の流域下水道の設備工事が少なくなったため、負担割合は一定ですので負担金額が減少したものだと考えております。

松尾委員長 質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 1点目の水道管移設受託事業収入のお金の流れについてはわかりました。これはお金の流れはそう変わるとしても、水道管の移設の工事については、例年どおりというふうに。事業規模といいますか、そう考えていいのかということが1点と。

それから2点目お答えいただいた、府の設備工事が減ったからということでしたけど、その減ったというのが少しく理解できないんですけど。もう少し細かく説明していただけるとありがたいのですが。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 水道の受託収入につきましては、発注形態につきましては下水道事業として下水道の工事の中の一環として発注します。

それと、大阪府の事業なんですけども、31年度の事業が新設がなく、施設の改良と維持修繕が主となっております。ですから減少したものと考えております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目のことは、事業自体の規模は通常どおりですかということも聞いたんですけど。余り大きな増減がないか。お金の流れとか水道事業があったときの払うこととか、それはわかったんですけど、通常どおりの規模の事業を予定されているのかということが1点と。

それからもう1点なんですけど、維持管理のみになったというか、それで予算

としてはそんなに多くはありませんということで。これは泉南にある水みらいセンター、この工事が完了して、その分のお金が来年度要らなくなったということで、残る事業としては維持管理ということでお金が来年度は減っていると理解してよろしいですか。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 すみません。まず1点目の下水道に係る水道移設の工事規模なのですが、下水道の整備区域によりまして毎年水道の移設必要な箇所が違いますので、必要分について随時進めていくという形になります。

それと流域の負担金ですが、去年は施設補修と一部改修をしたと聞いております。それで今年は施設補修がなくなりましたので、維持管理については随時計上していますが、大規模な改修はなくなると聞いております。

松尾委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

議案第10号「平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」を議題とします。

本件について本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。予算書272ページから284ページをごらんください。

中原委員。

中原委員 漁業集落排水事業特別会計の予算が全体として19.6%規模が減少と聞いて、私、実は驚いたのです。それで、その要因がどこにあるのかということを見ても、予算書を見て考えていたのですけれど、いろいろ増減少しつつ項目によってあるわけですが、その中で1つ気になったのが修繕料なのです。283ページに節11需用費の修繕料が設けられておりますけれども、この修繕にかかわっては小島の浄化センターの紫外線消毒装置、これが入札にかけられているのかなと思うのですが、ランプ修理工事というのがそうかなと思って見ていたのですが。これについても入札が不調になっておりましてね。この修繕ができる見通しが無いから修繕料が少ないのか、少しその辺がよくわからないのですけど。1つは全体として予算規模が19.6%、2割近く減少している。それ自体が悪いとか、そうは言わないのですけど、何か大きな理由があるとするならば教えていただきたいということが1つと。

それからもう一つ、今申し上げた紫外線消毒装置については修理ができたのかどうか。これ今年度の予算で浄化センターの紫外線消毒装置を設置する計画があったようなのですけれど、それが今どうなっているのか。安全な水質が維持されているのかも気になりますので、そこについてもお聞かせいただければなと思います。

中原委員 以上、2点。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 小島浄化センター内にあります紫外線装置の修繕工事としてですね、今年入札をしたんですけれども、不調となりまして、随意契約により契約はできました。それで今、工事にかかっているところです。3月末の工期で工事を進めているところでございます。

それで、この予算的に前年度に比べて減になった理由はですね、紫外線装置の今年度に300万円程度の工事にかかってましたので、それで来年度は主だって特別に大きな工事とかがございませんので。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第10号は、本委員会において可決されました。

議案第15号「工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」を議題とします。

中口副町長。

中口副町長 ただいま松尾委員長から議案第15号の案内を受けたわけですが、事件案件の個別に入る前に、議案第15号から議案第18号までの、これまでの全体の経過を説明してもらいまして、個別の議案として場合によっては議案の前後する説明にもなるかもですが丁寧な説明に努めたいと存じます。なお、各議案の提案理由については、2日目の本会議場で説明しておりますので省略させていただきます。

平成30年6月議会におきまして、その1を提案し、6月26日付で工事請負契約を結び、早期に事業の完了をすべく、8月臨時議会をお願いし、その2、その3を提案し、8月28日付で工事請負契約を結び、また南海本線をオーバースで超える立体交差への橋梁上部工架設工事を南海に委託すべく、12月議会におきまして繰越明許手続をし、その1、その2、その3工事を平成31年3月末をめどとして、この3件を整備することにより町道海岸連絡線の府道からの町道畑山線間の縦線の防災機能を備えた道路整備をスタートいたしましたということで、これまで説明させていただいています。しかし、このたびさらなる説明して各議員に理解を求めたく、本日詳細説明させてもらうに至りました。というのは、連絡道路という1つの現場で数社の請負業者が入ることと、南海本線との接近工事で安全で慎重かつスムーズな事業完成を目指すようにということで、再三再四にわたり町長から指導・指摘を受けていたにもかかわらず、3月末までにその1、その2の工事完了がかなわなくなったということに対しまして、私中口、副町長の立場として監督不行き届きとして責任を感じております。申し訳ございません。まずもって謝罪したいと思います。

そういう中、まずは私から説明させていただきます。各議員に配付させてもらっています。各議員に配付させてもらっていますお手元のちょうど海岸連絡線、道路整備工事資料とともに、掲示板にも2カ所、同様の拡大図面を示しておりますので、よろしくお願いいたします。

なおその後、個々の詳細な説明は担当部長であります家永部長より説明させていただきます。

それでは、お手元の図面をお開きください。資料1でございます。先ほど言いましたように、平成29年度からこの連絡線をやっております。平成29年度工事として、府道側に近いところ、延長で言うと240メートルを29年度で工事が終わっております。その後、その1工区、その2工区、その3工区として、それぞれ橋桁の架設工事ということで、4カ所ございます。当然、工区を分けてやったんですけども、当初1本でいこうかなという計画もございましたが、やはり先ほどから地元業者の育成等々考えた場合、こういう工区割をしたところでございます。

その1の工区においては、南海線をまたいで、A1、A2の橋台を含んで、延長で120メートルございます。

そして、その2工区でございますが、当然どこで区切りかなということもございましたが、A1橋台がその1の工区で、それがその箇所から真ん中に管渠とありますように、ボックスがございます。内幅としては、6メートル30の管渠でございます。この延長が150メートルでございます。

そして次の管渠ボックスと書いていますように、その3工区として、延長で230メートルございます。この小さいほうの管渠ボックスは、歩行者だけであるので、内幅としては、3メートル50のボックスでございます。このように、そしてまた、橋桁架設工事として南海に委託工事として24.5メートルの桁を乗せることになっております。

以上が全体の工区割の平面図でございます。この後、個々の内容について、家永部長から説明させていただきます。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 それでは続きまして、このA3の資料に基づいた形で、少し内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の2-1をごらんください。1枚めくっていただければ、資料2-1でございます。この資料につきましては、その1の工事の進捗状況を表したも

のになります。あと以下、その2、その3と同じになるんですが、それぞれの進捗状況図につきましては、工区の、平面図、展開図を記載させていただいております。凡例のほうでは、赤色着色部が平成31年2月末の進捗、緑色着色部が平成31年3月末の進捗、黄色着色部が平成30年4月以降の施工部分となっております。

その1の進捗状況でございますが、平面図着色のとおり、施工延長区間として、橋台2機を含めて進捗している状況にはなっておりますが、展開図をごらんいただきますと、この3月末におきまして工事の項目でいいますと、補強土壁、これは一般的にテールアルメと呼ばれておりますが、この工事について黄色の着色部が4月以降の施工となるため、先ほども繰り越しをお願いしたものでございます。なお、橋台2機につきましては、完了してございます。工事がおくれた理由でございますが、本工事は、軌道敷きの近接工事であり、鉄道事業者との事前協議などは行ってまいりました。

また、南海本線鉄道敷を高架するというようなところで、その構造物、仮設の構造物、こういったものにつきましては、鋭意協議を行ってきたところですが、しかしながら、この橋台の工事着手に当たり、町として一部事前打ち合わせが不十分なところがあったことから、近接工事の際に列車運行の安全を確保するため、鉄道事業者が行います軌道敷きの事前計測、これにつきましては、工事の影響によって、レールが何ミリ動いたとか、そういったものを計測することになるのですが、ここに2カ月程度を要することになりまして、実際には着手に60日程度のおくれが生じたと、こういうようなところで、このその1工事につきましては、今の完成見込みですけれども、5月末を目指して頑張っておりますが、60日程度のおくれが生じているというのがその1の説明でございます。

その2工事の進捗状況でございます。資料は、2-2でございます。進捗状況につきましては、平面図着色のように、管渠は2月末で完成しておりますが、全施工延長区間におきまして、その1同様にテールアルメの工事が4月以降の施工となるため、この工事につきましても繰り越しをお願いしたものでございます。

下の展開図では、黄色の着色部が4月以降の施工となるものです。その2につきましては、施工区間が工事終点と工事終点と記載のあるその1の橋台と、工事始点と記載のあるその3の管渠に挟まれた区間になっておりまして、テールアルメ、いわゆる擁壁でございますが、そのテールアルメは、橋台とその2が施工する管渠の間、またその3の管渠とその2が施工する管渠の間となっております。

なかなか構造物に挟まれたところということで、スムーズな施工が難しいという
ようなところがございます。

このように、その2につきましては、テールアルメの施工に当たりましては、
それぞれのコンクリート構造物の施工に当たりましては、いわゆる出合い帳場と
いうような形になったものでございます。しかしながら計画工程では、その1、
その3の工事の影響を受けることなく施工できるものとして、その2の工事につ
きましては、工期算定を行っていたところがございます。

また施工に当たりましては、出合い帳場とならないよう、作業スペース、資材
置き場の確保、また仮設道路なども検討して工事の進捗を図ろうとしてまいりま
したが、基本的には管渠につきましては、橋台、海側の橋台、その1で施工する
橋台、この橋台の工事完了後にその2の管渠を施工する。また、テールアルメを
積むに当たりましては、基本的にはそういった主要構造物が終わってから積んで
いくほうが作業性はいいだろうと、効率よく施工できると、こういった判断から
これも着手におくれが生じまして、基本的には工事完了に2カ月から3カ月、現
在のところおくれが生じてるものでございます。ただし、その間ですけれども、他
の工種、地盤改良とかコンクリートの擁壁、こういったものは、一定進めさせて
いただき、できるところから作業は行ったというのが現状でございます。

続きまして、資料2-3をごらんください。資料2-3は、その3工事の進捗
状況でございます。その3の進捗状況につきましては、平面図、展開図、着色の
ように、現在緑色の着色部を除いての進捗となってまして、3月末をもって完成
予定というような完成予定となっております。

ここで、先ほどからテールアルメということで、擁壁を積むのも少し難しいと
いうようなお話もさせていただいてるんですけども、そのテールアルメの施工の
仕方について、説明させていただきたいと思います。

資料の後ろのほう、A3の資料の後ろのほうをごらんください。前の掲示板の
図面のほうにはちょっとつけさせていただいてませんので、展開図見てもらって、
お手元の資料は、8-1から8-4までということで、後ろのほうに4枚つけて
おります。このテールアルメの施工につきましては、資料番号の8-1から8-
4を参考にして見ていただきまして、施工要領という形になってございます。少
し説明させていただきますと、資料8-1では、一般的な構造物と同様に、まず
コンクリート基礎を築造し、道路の高架部となる両側に、続きまして資料8-2
になりますが、専用の金具を用いながら壁材を建てこんでいくというふうな工程

になります。このテールアルメといいますと、大きさですけども、標準的な大きさは、縦が1.5メートル横が1.5メートル、前のほうで発泡スチロールで実寸大のものつくっておりますが、厚さが14センチメートルで、1枚当たりの重さが740キロとこういったようなものでございます。これはあくまでも標準的なタイプの壁材でございます。こういった壁材を建てこんだ後、今度は資料8-3を見ていただきますと、要するに道路の路体、要するに道路の下、道路下部となる部分については、碎石または流用土こういったものを所要の厚さで盛り土し、振動ローラー、人力にて転圧を行い、この作業を道路の所定の高さのところまで繰り返すという形になってございます。

ここで資料5に戻っていただきまして、資料5に標準断面図を載せております。これがテールアルメの断面ということになります。前のほうにはこの図面はおかけしておりませんので、お手元のA3で見ていただきたいのですが、外側に細く赤色の着色部があると思いますが、これがテールアルメという壁材になってございます。薄い黄色が、購入碎石、茶色の部分が流用土、これは現場で発生した土になりますが、こういったものを改良処理したものでございます。お隣には重力式擁壁というような断面図もございますが、同じような道路の断面というような形になっております。以上が、テールアルメという壁材ですね、擁壁の積み方を少し説明させていただきました。

続きまして、それぞれその1からその3、工事の主な変更内容ということで、続けてご説明させていただきます。資料番号でいいますと、資料の6-1になってございます。

この変更内容資料の6-1からにつきましても、前の図面では少しかけさせていただいてませんので、お手元のA3の資料を見ていただければと思います。資料6-1では、A4の資料が途中に入っておりますが、これは主な変更内容の変更理由及び金額という資料になってございまして、合計いたしますと変更金額が2,376万8,000円増額しているという資料になってございます。

変更項目につきましては、①から⑤という内容になっております。それぞれの①から⑤の変更項目を説明した図面が資料6-1ということで、若干見にくいところもあるかと思うんですが、載せさせていただいております。主な内容について説明させていただきますが、①につきましては、工法の変更、見張り員以外の土留め矢板の設置範囲と撤去及び存置する箇所について説明しております。図面上左側に記載しております。

また②につきましては、現場発生土の地盤改良等について、その箇所を説明させていただきます。

大変失礼いたしました。少し一度に前へ進みだしましたので、ちょっと仕切り直しをさせていただきまして、最初の議案番号15のほうから進めさせていただきまして、変更については、その1、その2、その3と1つずつ説明させていただきたいと思います。

松尾委員長 なかなかあの、続いているところもありますので、そうなっても仕方ないかなとも思うのです。これまでの説明で質疑まずはお受けしたいと思うのですが、いかがですか。

小川委員。

小川委員 部長から説明あったけど、15、16、17、18までは、そこまでは一括で質問受けるという判断、そうではない。

松尾委員長 そうではなくて、1個1個について、全体での質問にかかわるところもあると思うので、それは臨機応変に理事者にも答えていただこうと私は思うのです。なので、とりあえずこの議案第15号に関して、今までの説明で質疑があれば言っていたらいいと思います。

中原委員。

中原委員 議案第15号について質問があればということでしたので、お尋ねするのですが。

和田委員 15号はどこにあるの。

松尾委員長 18ページです、議案第15号です。

中原委員 これ15号は、16、17、18とちょっと質が違うと思うので、単純な質問で、これ随意契約している訳ですが、これはもう随意契約にしかなりようがないのかということについて、参考までにお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 中口副町長

中口副町長 中原委員の質問でございますが、先ほどちょっと橋台の話もさせていただきましたが、2つの橋台合わせて南海本線にかかる部分については、南海と協議を重ねてきました、何度となく。というのは、橋台も含めて南海側に施工していただきたいという話も一方であったことは事実でございます。その中で、南海と工事内容の整理したところ、南海は本線にかかる桁の部分を責任持ってしまうということになって、その1の発注となったわけでございます。その中で、本議案の第15号においては、もうその桁の製作は別の箇所で工場生産できておりま

して、ほぼ現場のほうに入ってるかと思います。その桁の状況を言いますと、3本の桁を1本にいたしまして、それを手押し式といいますか、ジャッキで押しながら本線を越えていくと、大体1本のトン数でいうと、48.4トン、約50トン以下の桁になるわけですが、その桁も工場生産で現場のほうへは来てるんですけども、その業務として南海に委託するということでございます。一方、南海側としては、鉄道会社ですので、これからどこの関連業者というか、南海の鉄道会社として委託業者をこれから工事をしてもらう業者を選定するというように聞いております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 これはやはり何というか、すごく複雑なまた技術も高くないとできない事業なのかなというのは思っているのですが、町としては最初からこれはもう南海にお願いしようということを進めていたということなのですね。今あの橋台も含めてということだったのですが、その例えば入札とか、ほかの、その1、その2、その3とか2017年度にやった道路工事の部分については、入札ではないですか。これは、そうではないのだなというのを単純に思って、それをお聞きしているのですが、いかがですか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 関連で、孝子の直線といいますか、府道の直線のところにループ橋とってあるかと思います。中孝子と下孝子の間に、その例がまさしく参考にした例でございます。そのときもあの場合は、南海本線と現在の府道を2つ越えているという工事ございました。それも国交省のほうとしての発注としては、そういう南海の協力を得たという情報がありましたので、参考にさせていただきました。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 その工事というのは、必要な工事を安全に工期内にできるだけ安くしていただければいいわけなのですが、そのできるだけ安くということを考えて上で、南海にという結論になったのでしょうか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 まさしく今質問されているように、当初見積もりとしては、2億7,000万円ということで、町としてはそういう算出をしてたんですけども、最終今回議案として上げていただけてます2億5,900万円、この金額で南海も契約協定を結ぶことになりましたので、南海もこれが一番天やと、アッパーという話で今回契約に至ったわけでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 これを仮に入札にかけるとしたら、これより安くということは、ならないという
ことなのですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、ちょっとよろしいですか。基本的に本工事につきましては、南海本線軌道上の工事になっております。鉄道法等熟知して、線路敷地内の施工実績がある、また列車運行などに責任を持って対応ができる鉄道事業者と、そこと契約することが適当であると考えて、南海さんのほうに随意契約としたものでございますが、それにつきましては、地方自治法の施行令第167条の第1項第2号、ここの規定に該当すると。その内容につきましては、こういった工事がその性質または目的が競争入札に適しないものというようなときに、随意契約ができると、この規定を適用させていただいております。

松尾委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 元に戻すような話で最初に少し聞いたのですが、1年か2年前に南海にどうしてもあれ高架の部分はしてもらわないとあかんということで話が出たと思うのですが、それ1年ぐらい前の話やと思うのですが。そのときに、南海に譲るときに、きちんと話をしておかないとあかんのと違いますか。今こんな話をするというのは、少しおかしいのと違うかなあ。そのときに、南海に委託させるからということで了解を得たのですよ、議会に、あのときに。そして、それから私も記憶ないですけど、1年ぐらいたっているのと違うかな。その今までの期間どのようになっていますか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 ちょっと私の説明が誤解を招いたかもわかりませんが、委託が決まったのは、12月議会に説明し、繰り越し明許として対応させていただいたと私は思っているんですけども。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 すみません、そうしたらそのとき私もよう聞かなかったのですが、その12月というのは、3カ月前ですよ。その南海に委託すると言った話からその期間大分あったと思うのですが、その期間どのようにしたのですか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 先ほども言いましたように、その1の工事発注が6月議会に提案させてもら

って、6月の26日付で契約したものでございます。だから今ご指摘のように、6月から8月までどういう工法ですという、で、期間の接近工事調査、要するに矢板打っていかなあかんの、その矢板の打ち方にしても、ウォータージェットといいまして、水で穴あけて穴を掘っていこうとしたんですけども、南海側は、水を使わずに別の方法で基礎をしてくれということで、あくまでも近接工事なので、その辺慎重に慎重に調査した結果先ほども説明したように、60日おくれたということございまして、その辺私のほうから説明させてもらったように、その辺の経験不足と相手との協議の詰めの甘さが結果を招いたのではないかというように判断しております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 最初に、副町長がすごく遅れた分のこと詫びてくれているので、余り言いませんけど、そうしたら副町長が遅れたという分詫びてくれたという理由が、今の理由になるということですか。この遅れた分というのは、6月にしていたけど、今になったんやと。その6月のちょっと記憶、前の言ったという記憶がないですけど、それまでの分が6月になってしまったということになるのやと思うけど、私の記憶では31年度中にできるという話、31年度と言ったら32年の3月になるのやけど、31年度中にできると言ったか、30年度でにできるというような気もあったので、それで30年度でできれば、この31年3月にできなければならないですよね。多分その点で話はしたと思うのです、それからいうと、1年ずれているわけですから、その分まあ、副町長が最初に詫びてくれているのでそうついてしないけど、やはりそこらもう少し頑張っただけでよかったなと今思うのですが。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 その点まさしくご指摘のように、その工期を何とかしようとして、両側の橋台を同時に施工しようとも考えたんです。そしたら南海側から、橋台、まず海側をしてくれというちょっと話が出まして、こちらはちょっと手待ちになったんです。そうすることで、海側の橋台を先にするとき、結局矢板を打つ、先ほど言いました矢板を打ち方として、その途中で10月ごろですか、矢板を打ちかけたんですけども、線路がちょっと数ミリやっぱり動いたんです。その辺の安全チェックをさらにする必要があるということで、ウォータージェットで穴を掘っていこうとしたんやけども、それはもう使わずに、別の方法で矢板を打って行ってほしいという工法の変更も出まして、こちらの橋台が完成したら山側の橋台にかか

ってくれということもございまして、その辺とにかくこれまでの説明不足で、今回皆さん各議員にまた工法として地域の皆さんに迷惑をかけているというところ
でございまして。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 大体それぞれわかりましたけど、大まかにあれですけど、財政のほうですが言うた、一応9億から14億に南海に渡すと14億になったということを知っていますが、これ今日の見ますと、また2,000万円、3,000万円、大体七、八千万円お金また余計に要ってくるような格好になっていますけど、これ普通の最初のこの計画と今とやったら、幾らぐらい違ってきているのかと、現在のもうこれを見ますと大体金額が出ていると思うので、全金額で幾らになるのかその3点聞かせていただけますか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 全体の事業費のほうですけども、私どもで把握しているのは29年度までが決算ベースということで、事業が始まってからの総額になりますけど、これがおおむね5億7,000万円、で今年度、平成30年度交付金が多くついたという関係もありまして、12月に橋梁の仮設の部分も繰り越しで工事させていただきたいということで補正した経緯もございまして、今年度につきましては、おおむねこの後の変更契約を含めた予算執行ベースで8億4,000万円になります。足して14億1,000万円程度の30年度までの執行になるかなど。あと、来年度31年度は当初予算ベースで先ほど少しご説明させていただいておりますが、海岸連絡線の整備費としましては、大体2億4,000万円南海への残りの委託ということで、大体4,000万円という形になってございまして。合計いたしますと、16億9,900万円という形で現在把握しております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 南海のほうには大体8億何ぼぐらいで、ほかにこれから要することで一応14億1,000万円要るということですか、南海に。それで、道路の事業債合わせて16億9,500万ではないのですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、29年度までと、29年度までの決算ベースの数字と、30年度の現在の変更契約ベースでお話させていただきまして、その合計が14億1,000万円ほど。それと31年度で、先ほど当初予算またご審議いただきましたけども、そこの部分で海岸連絡線の整備費として、2億4,000万円、

南海への工事委託として4,000万円で合計しますと、16億9,900万円
ぐらいの数字に今なっております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 そうしたら、今の金額では16億9,500万円で、一応この工事は完了する
ということですね、それでいいのですよね。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 現在そういう形で把握しております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 最初の計画とでしたら大分、もう幾らって聞きませんが、大分上がっている
ということですね。そして上がっているのと、どんな工事でも遅れるとやはりお
金がかさんでくると思うのです。だから、副町長頑張って32年の3月までは、
できるあれは合っていると思うのですが、遅れないように頑張っていたきたい
と思いますわ、結構です。

松尾委員長 ほか、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今の質疑受けていただいているのは、議案第15号に限っての質疑ということ
ですか。

松尾委員長 そうです。

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

お諮りします。一旦休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、休憩いたしたいと思います。3時15分からスタートしたいと思います。

(午後3時05分 休憩)

(午後3時15分 再開)

松尾委員長 それでは会議を再開します。

次は、議案第16号に入るのですけれども、この事件の案件が、複数に当たってかかわることから、議案第16号と17号、そして18号を一括ですればどうかという声があるのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは一括を進めたいなど、このように思いますので、もう一度理事者から説明をお願いしたいと、このように思います。

家永部長。

家永都市整備部長 それでは、変更の部分につきまして、一括でご説明させていただきます。資料につきましては、資料6-1をごらんください。

資料6-1を開けていただきますと、左側にA4のペーパーで主な変更内容その1ということで、変更項目とそれに見合いました変更金額を記載させていただいております。一番下にその1工事の合計の変更金額ということで、その1につきましては、2,376万8,000円の増額であるということを示させていただいております。主な変更内容でございますが、A4のペーパーを見ていただきますと、道路橋台工というところで①ということで、①につきましては、道路の橋台の施工、これに伴いまして、土留め矢板というものを施工いたしますが、この土留め矢板の打ち込みの工法が変更になったことにより、工法の変更の費用とまた列車運行、これに必要な見張り員、これを追加するもの。また、打ち込みました土留め矢板につきましては、引き抜く計画としていたところ、周辺地盤、要するに道路、鉄道軌道敷への影響を少なくするために、周辺地盤への影響を考慮して引き抜かず存置したものと、そのまんま置いておくという形にしたことによる変更を示しています。

その内容につきましては、この資料6-1という図面のところで同じように①ということで、①道路橋台、図面を見ていただきますと、①道路橋台でその下に①矢板施工位置ということ、若干わかりにくいかもしれませんが、どのようなところかというのを、絵で示させていただいております。

その1の2点目、変更の2点目につきましては、道路土工ということで、掘削

などにより生じた現場発生土、これについては道路の路床盛り土、要するに道路の下の構造体になるところですけれども、ここに流用する形になるのですが、基本的に道路下の土の部分ということで、一定の強度が必要ということで、これは現場で土質試験を行いまして、それに見合った必要な強度を得るために試験をしまして、その強度に見合ったセメント系の配合剤、これをまぜて工事しましたと。これを追加しておりますということで、書かさせていただいております。図面につきましては、②、④道路築造という断面図がございますが、この図面の中で、②改良部分という引き出し線もございますが、この茶色で色づけをしたところの盛り土をセメント系で改良したということがございます。

主な変更内容の3点目ですが、③で擁壁工というふうになってございます。ここにつきましては、橋台部の盛り土材、これを追加したことによる変更でございます。図面につきましては右側、③擁壁工ということで、擁壁工と書いてますけれども、橋台の断面図になってまして、この橋台の内側のほうに盛り土を追加したということがございます。これにつきましては、我々慎重に事務作業を進めておったんですが、ここの部分につきましては、数量のほうが漏れていたというところで、業者からも相談があつて、その数量漏れが著しく大きかったために変更として処理させていただいたということがございます。

④排水構造物工の変更ということで、これにつきましても図面②、④の道路築造という断面図を見ていただければいいのですが、これ④ということで、排水構造物、ちっちゃな丸で囲っておりますけれども、ここの部分については、当初施工する予定で考えていたのですが、橋桁の製作者、この業者の決定に伴って桁の搬入、また荷おろし場所等で、いろいろ現場協議したんですが、この上にこういった排水構造物が飛び出した形で設置することになりますので、将来橋桁を架設するときに逆に邪魔になると、潰してしまうというようなところで、この部分については取りやめて減額とさせていただいたものです。

⑤につきましては、図面では下のほう、府道進入路の整備ということで、書かせていただいております。ちょっとこの図面もわかりにくいんですけども、府道側の進入部分、交差点部という形になります。ここにつきましても、橋桁の製作者が決定した段階で打ち合わせたところ、進入路の拡幅、大きなトレーラーで積んで現場に運び込みますので、進入路の拡幅、また府道にある歩道部分が少し高いということで、切り下げが必要になったというようなことで、その部分で変更した内容を書かせていただまして、絵的にはこの赤でこういうふうに囲

ったところを拡幅して歩道を切り下げたというふうなことを示しております。

続きまして、資料6-2をごらんください。同じようにA4のペーパーでは主な変更内容ということで、数字①から④を主な変更ということで書かさせていただきまして、A3の図面のほうにもそれを表現させていただいております。

1点目が、その1と同じように、道路の土床盛り土、要するに道路をつくっていくための土の部分になりますが、ここの地盤改良について現場試験を実施した結果、一定の結果が出ましたのでその分を追加するということでございます。絵でいいますと、①の道路土工ということで、その改良部分茶色で着色させていただいております。

②が、橋台部の盛り土材の追加ということでございまして、図面では右下のほうにございますが、②擁壁工という名称の下の追加部という、ハッチしている追加部、赤で囲っておりますけども、これも橋台の裏面になりますが、ここの数量が一部漏れておりまして、追加させていただいたものでございます。

③につきましては、橋台から管渠までの擁壁、これが少しちょっと平面的には見にくいんですけども、橋台と管渠、これが接近している箇所が1カ所ございまして、そこがなかなか施工がやりにくいということだったんですけども、なるべく早く工事を進めるというようなことで、仮置き場等を確保して小運搬、本来10トン、11トンの工事で大きな機械を使って施工するところ、小回りのきく小さな機械を放り込んで、少しでも早く工事を進めたというようなことを示してる絵にもなります。これについても、追加変更ということでさせていただいております。

④につきましては、絵で見ますと、交通整理員の配置箇所ということで、3カ所記載しております。ちょうど畑山線との交差部、それから大日美崎苑との交差部、それと番川のほうへ抜ける里道との交差部、こういったところに工期を延ばす必要が生じたので、工事期間中そこに交通整理員が必要になるということで、3名を三カ所で210名を追加させてもらったというような内容になってます。これらを合計しまして、その2につきましては、1,968万9,000円の増額の変更契約を今回上程させていただいております。

続きまして資料6-3、資料6-3はその3工事にかかる分になりますが、①の道路土工ということにつきましては、その1、その2と同様に地盤改良について現場の土質試験実施の結果、基準となる強度が決まりましたので、それを追加したということでございます。

②の排水構造物工、これにつきましても、その1と同じような理由で将来橋桁等の施工、運搬に支障とならぬように本線部分の排水構造物を取りやめたということでございます。絵的には②の排水構造物ということで、丸で囲っておりますが、このような側溝とか縁石を取りやめたということでございます。

③擁壁工、管渠工に早期着手するために、その2と同じような形で、少し工事用の仮設道路を追加したりとか、そういった形でなるべく工事ができるようにということで対応させていただいたものでございます。

④につきましては、仮歩道ということで、ここはボックスカルバートという管渠ができる場所ですけども、その施工中につきましては、通行止めを予定していたところ、地元と調整させていただいたんですが、通るといって、仮歩道を設置したというような内容になっております。これらの合計をしますと、変更金額として467万円、これが増額となり、今回変更契約を上程させていただいてるものでございます。

以上が、概要的な説明でございます。

松尾委員長 以上が、議案第16号、17号、18号、この3つにわたっての説明を受けました。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 この議案第16号で2,400万円弱、17号で2,000万円弱、18号で500万円弱、今部長のほうから変更内容の説明をお聞きしましたが、この設計図等的確に示していただいているんですけども、我々素人にとってははっきり言うて、これを見たからどうのと理解できるものではないと思うのです。要は何を聞きたいかと言うと、この主な変更内容をするのに何が発端的な原因であったのか、先ほど休憩時間中にこれは雑談ですけども、議長のほうから私もよくわからないのですが、橋桁が高なったからこの部分、通路も何メートルかなって工事箇所が多くなるから高くなったのかなという、これは雑談の中でですよ、だから要は何を聞きたいのかと言うと、この主な変更内容を出すまでに、大きな発端の原因があったら、実は議長が雑談の中で言ったような原因であるのか、それかそれは1点だけではないと思うので、この最後のその3のところでは歩道をつけるとか、そういうのも追加になってきているし、そして地盤が少し弱かったのではなど何点かあるのですが、もう少し簡潔にわかりやすく、説明してくれませんか。

松尾委員長 わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

家永部長。

家永都市整備部長 すみません、なかなか絵で表現するのが難しいので、申し訳ございませんでした。

例えば、その1工事、その2工事で、橋台部の盛り土材の追加というのがあったと思いますが、ここについては町の積算したときに数量が抜けていたということで、これは町のほうの事務の瑕疵があったというところでございます。このことについては、今後このようなことのないように十分注意を払っていきたいと考えているところでございます。

また大きな構造物、橋台の施工というところで、橋台の施工につきましては、線路際を深く掘っていくということで、直接掘るということはできませんから、鋼製の矢板というものを打ち込みさせていただきまして、その打ち込んだ範囲の中を掘っていくと。要するに、周辺の地盤に影響を与えないようにということで、対策しながら掘ることになるのですが、この部分についても当初選んでた工法、この工法は我々も土木の積算基準というのがございますので、一定そういった基準に基づいて設計のほうは進めていたわけでございますが、実際に工事着手するときに、再度南海さんと協議調整したときに、我々が選んでた工法じゃなしに、また違う工法でやると、そちらのほうはさらに安全性が高いということで、工法を変更したものでございます。それに附帯してほかの要因がひっついて変更が大きくなってるところもあるのですが、ここにつきましては、先ほどから橋台とかかねて南海さんともいろいろ協議しながら来てるんですけども、その部分について、ちょっと町のほうでも最終確認というんですか、それができてなかったということが起因して、変更になったということで、ここについてもその軌道接近工事がなかなか難しい部分が、なかなか経験がないというところもありますが、町のほうはもう少し確認しておけばよかったかなというようなところもございません。

それ以外につきましては、おくれたなりに現場を早く進めようということで、仮設関係の用地を確保したりとか、道路つけたりとか、あとまた現場の進捗状況に合わせてそれぞれの業者さんなりと協議して、施工上、工程上のために追加したり、取りやめになったというような変更が起こったものということで、それらについては必要な工事について、工事費を積算して増減が起こったのかなど、こういうような形で考えてございます。

松尾委員長 小川委員。

小川委員 今の部長の説明で、一応見積もりの段階で積算は間違っていたのだと、見積もりが甘かったのだと、それが1つの要因。

そして、もう1つが理解も余りできていないのですが、工事内容が大幅に変更したと、それ以外に追加工事がいろんな要因で出てきたと、これぐらいの理由で理解しといてよろしいか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 はい、それでお願いします。

松尾委員長 ほか、質問ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 矢板の件ですけど、工法でウオータージェットからオーガ掘削工法ですか、変更したというのは、事前にある程度あそこはボーリング調査というのですか、ああいうの大体されますよね、それもしたけれど変更したということになるのですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 ボーリング調査といいますのは、その土の下がどれぐらいの深さまでどのような地層、地質かというのを調べるのが1つと、また今回橋台ですので、橋台の底の面が基礎の底ということになるんですけども、その強さを調べるのが主たる目的になってくると考えています。今回その矢板を打ち込むために、どのような形で打ち込むかという工法の話でございまして、そのボーリング調査の結果によって矢板の長さとかは一定決められるんですけども、その工法については、ボーリング調査を見てということではなくて、一般的なくいを打つときに、矢板の先のほうにノズルか何かがついてて、そこから水を噴き出しながら押し進めていく工法になるんですけども、一般的にはそういう工法もあるということで、それを採用していたということになります。

奥野委員 今の答弁でいくと、その打ち方が変更した打ち込んでいくやり方を変えたということですね。ありがとうございます。

松尾委員長 ほか、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この件にかかわって、一番初めに中口副町長が、大変丁寧にお詫びみたいなこと言われました。それで実は私、この工事はいつの段階で自分の中の認識が変わったかわからないのですが、今年度末には終わらないと思っていたのです。それなのに、今年度末に終わらなくてごめんなさいということをおっしゃられ

ていたのですか。そうではない。いつの時期から、私は来年度末に完了すると自分の脳みそがそういう理解になったのか、ちょっとよく覚えてはいないのですが、ただ昨年8月の臨時会の際には、その2とその3の工事が提案されて、そのときに確かに31年3月31日までとなっているのです。それでそのときも、工期が厳しいということは、そのときにもおっしゃっておられました。それで、私はそのときは工期のことは少しピンときてなかったのかなという気がしているのですが、だから私、どうして中口副町長が謝っているのかよくわからないのです。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 中原委員が聞かれるように、まさしく8月の臨時議会の際に、中原議員がわざわざ9月議会も迫っているのに、どうしてこの8月の臨時会まで開くのかという話もあったと思います。

中原委員 そうです。

中口副町長 6月のその1の発注のときも、若干同様のような工期がおくれた場合とか、そういう話も若干本会議場で質問で出たかと思いますが、それをずっとたどってきて、やはり31年3月末にそれぞれの工事が終わるという形で説明してきたものですから、どの地点で正直私自身もこの訂正といいますか、ちょっと工期が延期するという話を出そうかなというのは、正直私自身も悩んでおりました。しかし、かねてから道の駅のオープンもあり、今回私のほうから話をさせてもらったように、防災道路ということで、縦線に抜ける道が2カ所しかない、淡輪集落から府道に出るのに2カ所しかない、そしてまた、総合計画にもこの縦線のルートはかねてから計画として残っている路線であると、そういうことで、町の重要路線というか重要事業の中の1つでもあるので、これについては先ほども言いましたように、町長のほうから再三再四、工程は大丈夫かということ指摘を受けてたもんで、その訂正のために謝らせてもらいました。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 私が工期が来年度末になるとインプットしたのは、行財政改革の主な投資的事業の予定一覧によるところなのです。それでそれが行革の特別委員会いつのものかがまたよく覚えていないのですが、資料見たらまたわかるかわからないのですが、どこかで副町長ご自身は、議会に対してきちんと話をしなければならないということはおられたと、その機会が今日は3月の議会ですから年度末なので、少し機会としては遅いとは思いますが、ただ、ご報告いただくに当たっては、一定の資料も必要だったり、遅れる要因について私どもに納得いくような説

明ができなければならない、それについては必要な資料や数字についても必要だったのかもしれませんが、もう終わったことですから、今になって説明するのは遅いやんかと、いつの時点で気が付いていたのかと、そのようなことは私は今日は申しません。大体私も少し脳みそが勘違いしていましたから、それで過去の議案を見て、ああ、本当だと、今年度末に終わると書いてあるわという状態でしたので、それはもうこれ以上言いませんけれども、今後気がつかれたことがあればぜひその都度、率直にこれは中口さんだけにかかわることではありませんが、議会に対して適宜ご報告をいただく必要があるのかなということは、改めてお願いしておきたいと思います。

それで、私はこの資料大変ご苦勞なさってつくられたのだろうなと思いました。それで今日拡大のものもご準備いただいて、ご説明もいただきました。私もこの資料見るのに、大変時間がかかりました。専門用語が多い、ウオータージェット工法って何なんだ、ネットで調べました。そしてもう、ウオータージェット工法は何となくわかりましたけれども、オーガ掘削、圧入工法というのですか、もうこの辺になったらもうネットで調べたけど無理でした。私はこの資料見せていただくのに、1時間以上かけて見せていただきました。でも、やはりよくわかりません、細かい点は。

ただ、1つ数量漏れがあったという、ここはもう今の時点で何をしていたのかと言ったって仕方のないことなので、今後十分にお気をつけいただくよりほかないと思いますけれど、要は来年度末の完成を目指してこれから工事を進めていかれるということで、それで幾つか気になることをお聞きするのですが、主な変更内容のその2の③早期着工のため資材の仮置き場を確保し、小運搬にて施工できるよう変更するものです。105万4,000円。それから、主な変更内容その3の③、これも早期着手のため工事用仮設道路を追加するものです、509万9,000円。1年予定より延ばすことになりました。けれども、やはりこういう措置をとって早期着手をし、早期に事業を完了させるこのお金と実際にこういった買い物も多少しなければならないのかなと思ったりしたのですが、1年遅らせる上でさらにこれだけ急がないと間に合わないのですかというのが1つの質問です。

それから、主な変更内容その1の④排水構造物工、これは取りやめるということで、同じことがその3の②でも言われています。これは説明を聞くと、今後の工事の支障になるという説明でしたが、設計上もともと排水構造物工というのが

設計されているならば、それをとってしまってもいいのだろうかという素人ながら疑問が生まれるわけです。その辺についての説明をいただきたいということと、それからその1の一番最後、その他既設構造物の撤去を取りやめます、227万9,000円。その2の一番最後にも、その他既設構造物の撤去等の追加、こちら追加、49万8,000円、その3も同様に追加として319万4,000円とあるのです。これはどういったものなのか口で説明って難しいのでしょうか。これ、どんなもののことを指しておられるのかなど。もともと計画していたものを変更するわけですね、そこには何らかの理由があるわけですね、その理由とそれから変更した後に出せる結果に妥当性があるかどうかなんですよね、問題は。そのことに伴って妥当性があるとなって、そこにお金が必要やと、結局プラス・マイナスあって、増額にならざるを得ないということであれば、それは認めるべきものなのでしょう。ただその中身がちょっとよくわからないわけなのです。だから、わかるような説明をしてもらえたらうれしいのですが、いかがでしょうか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 この海岸連絡線の工程といたしますか、今年度の工事の話になるかと思うんですが、その1、その2、その3といたしますのは、もともと6月に最終日で議決いただきまして、8月の末でその2、その3、議決いただきまして、その時点でこの31年の3月末を目指して工事を進めるということで、発注させていただいてます。基本的にはそれぞれ入札があって、落札減があって、なおかつ今年度は交付金も結構ただけてましたので、いろいろ工程を組む中でこの橋桁の架設工事、この部分も今年度に早期発注して、繰り越して来年度にもすぐ速やかにかかるといような形をとっとけば、この海岸連絡線全体の工事として早く、平成32年度を目指してますので、早く終われるであろうということで、出発してます。その中でその1、その2につきましては、いろいろ事情もあった中でこの3月31日で完了するのが難しいということで、今回変更契約を上程させていただいてますが、工期も延期する必要があるということで説明させていただいたところです。

その工期の延期という部分については、補正のところで繰り越しという措置をさせていただいたものです。その繰り越しの中に、南海へ委託する橋梁の部分はありましたけども、それはもともと12月補正で予算を措置させていただいて、早期に発注するというためのものですから、そこについてはまだ大きくは狂って

ないですけども、基本的には今年度の工事として発注した部分については少し工期限内に完成できないですよということを説明させていただいているというのが、今日の説明なんです。

31年度の当初予算の部分については、あとこれで道路の、私も議会で説明させてもらったと思うんですけども、その1、その2、その3を発注すれば、道路の骨格がほとんどできるというような形であとは残ってるのが、側道とか交差点周りの整備とか、上の舗装、附帯構造物とそういったものは、31年度の当初予算で措置させていただいて、31年度でまた発注していきますよというのがこの海岸連絡線の工程の大きな流れかなと、いうふうなつもりで私らは説明させていただいたんですけども、まず1つがそういう工程の流れのお話です。

それでいただきましたご質問なんですけども、この排水構造物といいますのは、その1、その2、その3以外で橋桁をつくるという工事も発注させていただいてまして、それは議会の議決承認を得ることがなかったのも、粛々と発注してたんなんですけども、こういった業者が決定してきたと、その桁をまた最終的には年度末に搬入しないといけない。そういうふうに通ってる間に南海の橋梁も発注していく段取りになったというところで、そういった後工事があるのに、道路の上に本線のまだ工事として使用する本線の上に、突出物というんですか、例えば歩車道の分離のブロックとかこういったものを据えとくと、それが突出してまして、それらにそのトラックとかの車両がタイヤで踏んで傷をつけるとか、影響が出るというところで、それをやめさせていただいたというのが、この排水構造物の取りやめというような内容になってこようかと思えます。

また、その他ということで、既設構造物の撤去取りやめとかいう部分もありますが、これにつきましては、旧のといいますか、赤江線残りますが、赤江線のほうの撤去を一部見てたところもあったのですが、これは施工上の取り合いだと思うんですけども、撤去する必要がないということで、この工事では取りやめたということです。最終形は、撤去していかないと支障が出てくることになりまますから、翌年度でしていく形になるかなと思ってます。

その2のその他既設構造物の撤去の追加というのは、多分土の中から見えてなかったコンクリートの構造物なりが出てきて、要するに地中障害物、地下埋設物と呼ばれる部分ですけども、そういったものが少し出てきたかなと。

その3の水道管の仮設、仮排水管の設置という部分につきましても、ボックス管渠と呼ばれる部分の工事をするとき、土を掘り返したら水道管、生きてる上

水道管ですね、これが入ってて、それを使いますから移設しながら工事を進める必要があったというような内容かなと。仮排水管の設置につきましても、工事で水路を分断する形になるところを仮の排水管で仮設的につないで排水をとったと、このようなところが最初にわからなかったのかと言われればちょっとつらい部分もあるんですけども、どうしても工事の取り合いとか施工上の要因があって、変更させていただいた部分とご理解いただければと思います。

松尾委員長 あと部長、早期着手のための例えば仮置き場を確保したりとか、あと仮設道路を追加することについて中原委員は、多分コストの面でそれが適正な執行につながるのかどうか、1年延ばすのにこれらが必要に本当になるのかどうかというのを聞いておられます。その2とかその3に書かれています。

家永都市整備部長 その2、その3ですね。

松尾委員長 その2だったら③ですね。その3だったら仮設工の③か。

家永都市整備部長 本来、その2でしないといけない工事の部分で、先ほどテールアルメというような言い方もしましたけども、こういう道路が登り道になっていってしますので、擁壁を建ててという、ここの部分については今年度、その2の工事でもどうしても仕上げとかなないと、次の例えば南海さんが入ってくる橋梁架設の工事とか、そういったところへの支障が出てきますので、これは終わらせる必要があると。

その3につきましても管渠なりのコンクリート構造物、これが仕上がらないことには次の工程工事へ進めませんので、これを早くこの工事の中で終わらせる必要があるとの判断から仮設なりをつけてさせていただいたということになってます。

松尾委員長 これはそしたら、この件今回の議案がなければこれらは不用やったのか、それとももともと要るのだったのですか。

家永都市整備部長 すみません、説明不足でした。

その1につきましても、その2につきましても、2カ月から3カ月ほど予定より遅れそうやという話をさせてもらいましたが、それを少しでも前倒しできるようにという部分も含めて早く終われるようにということで、こういう対応を現場でさせていただいています。

松尾委員長 中原委員、いかがでしょうか。

中原委員 家永部長のさっきお答えいただいた、一番初めに工期というか、私また少し勘違いしていました。その2とその1については、工期内におさまらないけど、私

がとにかく来年度末というのは、要は供用開始のことを思っていたわけで、そこは少し私も自分の中で混乱しておりました、それが整理ができました。それで委員長が今、最後に整理して改めて聞いてくださいましたけど、この追加をしなければ、もともと予定している供用開始に間に合わないのかどうかということに限って考えるといかがなのですか。

松尾委員長 家永部長。

中原委員 全部とちがいますよ。どのことを言ってるかわかります。

家永都市整備部長 いや。

中原委員 もう少しごめんなさい、細かく言います。例えばその3であれば、その3の③で、工事を仮設道路の追加が含まれているわけですね、その3の③で。

田代町長 正直に言うたらええんちゃうか。

中原委員 町長、そんな変な言い方したら、何か正直に言っていないみたいな、正直に言っていると思うのですが。私の言うてる意味わかります。

田代町長 わかってへん。

中原委員 え、ほんと。家永部長、私の質問の意味わかっています。

家永都市整備部長 はい。

中原委員 わかってくれている、そうしたら答えてください。まずはいや、委員長すみません。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、訂正お願いします。

その3の③の工事用仮設道路というところですけども、これにつきましては、基本的には当初発注外の工事やったんですけども、工事を進めるために余分な幅が必要になってくるということで、そこの整備も含めてこの工事の中で、これこそ純粹に新しい部分を追加してやったというのが、このその3工区のこの工事用の道路ということになります。ただ、仕上げとかはしていませんので、あくまでも砂利道の仮設的な道路というようなところで、ちょっと表現はさせていただいてるということです。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今やったって過去形でおっしゃいましたけど、これもうやったの。これからこういうことをやるから、追加してお金これだけ認めてほしいのだけどという提案ではないのですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的には、工事の進捗に合わせて工事が終わっている部分も、基本的には終わってきてます、はい。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そのようなことであるのですか、世の中にそういうことがあるかないかでいったら、あったりするのでしょうか、いや少しよくわからないのですが、説明してください。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 中口副町長が冒頭に皆さん方に謝罪をしたのは、工期の遅れないし、工程の不具合、そういったまたは契約金額の増額、そういったことを含めて担当責任としてのおわびを申し上げたということで、町長は何でわびないのかということもあるかと思えます、最終的には私の責任でありますので、概略説明させていただくと、先ほど小川委員のほうからご指摘のあったとおりの内容であることは、間違いございません。

ただ、この事業をやるについては、タウンミーティング等でも住民の皆さんに、大体竣工する日程等を説明してきております。そして議会にも、これを提案する時点で30年度末、31年度末とおくれをとりながら説明してきた。しかしながら、32年度末というようになったことについて、私は担当にこの分については強く叱責をし、いろいろと疑問も呈してきましたんですけども、なかなかそういったこの奥の深いものがあって、説明が十分できなかつたというところで、ちょっとこう不手際が起きたんですけども、今回の提案に当たっては、十分協議をした中で提案させていただいております。

一番多くの原因になったのは、南海との調整が全く意見の違いが担当同士であったと、つまり、電車の上に高压線が通っているわけなんですけど、そこを50センチあけなきゃならないものを、全くあけてなかつたということ、当然それは南海さんがやるもんだと、電柱の建てかえも南海さんがやるもんだという認識もあったかと思ひ、こちらのほうにはですね。南海さんとしては、全然打ち合わせ、その辺がないから当然、岬町さんとしたら十分やってくれるだろうという、そういう行き違いがあったことは事実、これは私担当にじかに、なぜ金額を決めないか、なぜ決められないのかということ強く指摘したときに、実は十分なまだ打ち合わせができてないんだということで、そういう状況の中で③の工事、そして②かな、2の工事をスタートしたいうところに問題があったかなと思うんですけども、今、迂回道路というのは、淡輪の畑山線の1工区、例えば、そこから1工区、

2工区とか上がっていくとしたら、1工区のところから2工区へ行くには、1工区が終わらないと2工区に行けないような状況の工程になっていた。それでは具合悪いんじゃないかということで、迂回道路をつけて2工区も、1工区が終わらなくても2工区へ行けるような状況の工程に組みかえたという問題。それで南海としては、先ほどいわば橋梁の部分と、橋梁は下かな、橋桁、橋桁は上かな。橋桁の部分と下の部分とのその誤差が非常に厳しい状況の誤差で、そこに南海との非常にその調整が難しかった。そういったところで、かなりの追加工事がそこで出てきたということも間違いないですね。そういったことで、もうこれは議会の皆さん方に説明するには、このお時間の中では恐らく理解していただくのは難しいかなと思いますけども、担当としては、もう十分にシビアに計算をした結果、今回あえて32年度末になるということ、私にも最終的にもうこうやということであったから、私ももう仕方なく今回についてはもう謝るしかない。それは、副町長責任のもとで、しっかりと議会に陳謝して説明をするようにという指示をしたところでございますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

それで、工事の工程とかいろんな問題については、いろんないわば調整ミスがあったことは、もう間違いないと思いますので、その辺はご理解を賜りたいと、お許し願いたいと、このように思います。結果として、今回提案させていただいてる議案等、また説明等については、十分内部協議をした結果、南海さんとも協議をした結果の提案でございますので、1つご理解をしていただきたいと、このように思います。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今さっきお聞きしていた、事情は町長のお話を聞いてより詳しくわかりました。

その1の工区とその3の工区でも行き来できるように、あ、なるほどとかね。そういうことは、より理解が進んだのですが、これは今日委員会では審議しているわけで、先立って議会で提案をされましたが、これはこれからやる工事なのですよね。それで、そのこれからやるのにかかわってこれだけお金が要るから、それを議会の皆さん認めてくださいと、そういうことですよね。

部長のさっきの言葉は、何か一部過去もう既にやっちゃっているみたいな言葉になっているので、それはそういう言い方誤解を招きますから、もしそうであるならば、一部専決で出してもらって、残りの部分を提案していただかないといけないということになりますからね。そこは少し言葉にはお気をつけいただいて、正確を期すようにしていただきたいと思います。

私は十分ではないと思いますが、いろいろお聞きできましたので、今後安全に進めていただくことと、今後さらに変更が発生しなければいいなと思いますけど、変更が発生したら、もうその都度率直にご報告いただいたらいいかなと思っています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 すみません。もう少しだけ聞きたいところがありまして、工事の変更とか金額はある程度理解できたのですが、ちょっと全般で、先ほど家永部長もその附帯工事のことで少しお話しされたと思うのですが、今の赤江線っていうのですか、あれを撤去していくというようなお話があったと思うのですが、今、細い西陵古墳の間ずっと通っていますよね。これがこの本線ができることによって、もう通れなくなる。その残りの部分はなくなるということですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 ちょっと今図面のほうを用意してますけども、基本的には残す形では考えております。先ほど言いましたのは、その工事の取り合い上で撤去していく部分が出てくる。あるところがあるということで、その部分について今回は取りやめたということの説明させていただいたつもりです。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 図面も細かいのであまりわかっていなくて、その今交差するところから、また側道のような状態でウエルシアのところまで上がっていけるということですか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 その位置と、平成29年度の工事区間の間にあるこの交差点みたいなところありますけども、あそこで、資料で言いますと資料1見ていただければいいんですけども、そこで合流できるようにはなってます。

奥野委員 もうずっと側道のように行けるわけですね。

家永都市整備部長 はい。

奥野委員 それと線路の下の海側のもう一つこれは何ですか、町道大日岬線ですか。これも側道のようなものがこう行って、本線に上がれないのですよね、当然ね、これは。

家永都市整備部長 いや、ここは平面交差の形になってます。

奥野委員 側道でずっと回れるような状態ですよね。はい、わかりました。

それと、一番さっき白いボードの裏にブロックの実物大の発泡スチロールで出させていただきましたよね。あれが実物大なのですよね、1つのブロックの。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的な部材ですね、ブロックの。

奥野委員 ああいうものが、何か10メートルほど積み上がるわけですね。素人なのですが、それいろんなどこで使っておられると思うのですが、その耐震的には何ら大きな地震があっても問題ないという、どれぐらいの震度まで耐えられるものかとか、そういう実績はあるのですか。10メートル以上のものになるのですよね、高いところは。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 今回使用しているものにつきましては、メーカーにも委員指摘の耐震について問い合わせしましたけども、通常この部品は両端に同じものを置いて、中で鉄板で引っ張り合っている状況なので、耐震については十分対応できるという話は聞いております。通常の耐震では対応できると聞いております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 中で引っ張り合うというような工法ですか。

松尾委員長 中口副町長。

中口副町長 お手元の資料の8の、資料8の4を見ていただけますか。ちょっと針金みたいな金属板が並んでるかと思えます。これストリップというんですけども、両側の先ほどの模型というか、そのテールアルメを引っ張る形で1つのテールアルメにほぼ二、三本、二、三段階入る予定です。この1つの幅に50センチほど土入れたら、そこを転圧したら、その1つの鋼を入れると。また次の鋼の段になるまで土を入れて転圧して引っ張ると。

今の中谷が申しましたように、こういう構造物へ両側から引っ張っているんで、土壁等は大丈夫やと。これを仮にもう土盛りだけでやると、大きく台形のこういう敷地をとることになるので、道路幅をかなりとることになると。コンクリートで擁壁つくったらええやないかってなったら、そのコンクリートの構造物でかなり費用が上がると。今、このテールアルメっていうのが、テールっていうのはフランス語で土という意味でございます。アルメっていうのが補強というか、土で補強して構造物が保つという構造になっております。

松尾委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 1個聞き忘れました。取り合いて何ですか。

松尾委員長 どなたか答えていただけますか。

中原委員 さっきの赤江農道を、今のを聞いて、ああそうだ、取り合いって何だったのか
と
思
っ
て。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 今回の現場での取り合いといいますのは、その3工区を例にとり
ま
す
と。農道の取り合いですかね。

中原委員 何て。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 私が言った取り合いって言葉ですね。すみません。接点といいま
す
か、接する部分っていいですか、こう取り合うって言う……。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 もう少し具体的にお聞きします。専門用語や思うのです。取り合いって言うの
普
通の日本語で取り合いって言うけど、陣地の取り合いとかね、いろいろ言うけ
ど、あなた方が使っているのは専門用語だと思うのですよ。だから、よくわから
ないのですけど。その1の1番最後の、その他既設構造物の撤去取りやめ。ここ
の説明で、ここは取りやめて、また後年度どうせお金が必要になってくるって
い
う
こ
と
も
お
っ
し
ゃ
っ
て
い
ま
し
た
け
れ
ど、ここで赤江農道との取り合いって言う表
現をなされたのですね。それを例に挙げてお話ししてくださると、私はもしかし
て
わ
か
る
か
な
と
思
う
の
は
す
け
ど、どうでしょう。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 中原議員のご要望にはちょっとこたえられないかもわからないですけ
ど、すみません。よく我々建築のほうでは、天井と壁、壁材の当たっていくとこ
ろ、当たるところ、ここを取り合い、天井と壁の取り合いのところは回り縁でど
うにかおさまってるねとか、こういうおさめになってるねという言い方するん
で
す。そういう意味で、取り合いって言うことで私は表現させてもらってます。で
すから、平面的に新しい工事範囲である新しい道路の部分と赤江線がちょうど重
なるんじゃないですね、接点になるところって言うのが、そういうところの意味
合
い
で
私
は
お
話、説明させてもらいました。

松尾委員長 理解されましたか。

中原委員 わかりました。

松尾委員長 また違う意味ですか。わかりました。中原委員よろしいですか。

中原委員 いいのではないのでしょうか。

松尾委員長 わかりました。それでは、この件に関して質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

討論は別々でやらないといけないのですよね。でも、討論は一括で……。

中原委員 私も正確に覚えてないので、きちんと調べたほうがいいと思うのですが、質疑を一括でやるのですよ。その後の討論、採決は全部1個ずつやったように記憶しているのですけど。

松尾委員長 きちんとするために、討論は1つずつ行いたいと思います。

まず、議案第16号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」の討論に入りたいと思います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論を終わります。

それでは、採決に移ります。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第17号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

続きまして、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第18号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

議案第22号「岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

小川委員。

小川委員 大変すばらしい条例だと思うのですが、1個だけお聞きしたいのですが、第1条で生活環境、太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電云々ってずっと続くのですが、この環境とか、影響に鑑みとか、設置の管理ってこれ何か基準があるのでしょうか。景観が悪いとか、環境が悪いというのは何となく基準がなくてもわかるような気がするのですが、例えば景観が悪いっていうのは、個々に景観についてはいろんな見方があるので、何か基準があれば教えてください。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 今回議案書と一緒に送付させていただいています、未定稿ですが、条例規則のほうになるのですが、施行規則のまず4ページをごらんください。4ページに別表4という形で、はい。4ページの特に今小川委員がおっしゃられました景観とかっていうところの基準になるのですが、下から3つ目の箱にな

るんですが、事業区域の境界及び周囲の景観っていうことで、ここは何を書いているといいますと、太陽光発電施設は事業区域の境界から可能な限り後退の上配置するとともに境界周囲に植栽を行うなど、景観保全・環境保全に配慮するように努めることということで、こういう形の基準。

その次に行きますと、5ページには色彩といいまして、太陽電池モジュールと書いてるのですが、このモジュールってというのはソーラーパネルのことです、その色、周囲の景観に調和したような色彩とか、その辺を事業者のほうと協議ができるように、ここで基準を定めております。

松尾委員長 よろしいですか、小川委員。

小川委員 何らこの条例に対して異議申しているわけでもなし、ただその基準が誰が決めるのかなど。この文面ではあるのだけでも、人それぞれに考え方というのは違うから、この条例があることによって、今後この条例に基づいて業者が交渉できると、業者に対して交渉できるための条例やから、もうあまり私も知らないの、詳しいことはもう結構です。

松尾委員長 はい、わかりました。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の36ページ。一番上のところに(3)がありまして、抑制区域というのが設けられております。現在、太陽光発電施設の事業区域がこの抑制区域の(1)から(11)までに当てはまっているというところはありませんでしょうか。

それから、37ページですが、5番のその他(2)経過措置ということで、施行の期日というか、適用について書かれていますので、これは施行日時点で現に太陽光発電施設を設置または工事に着手している事業者は、施行日における状況に応じた関係規定を適用するということになりますが、これはもし仮に既に設置されている、もう工事が済んでしまっているといった場所でも、この条例に照らし合わせて、大きく逸脱するということがあれば、一定の措置ですね。このページの真ん中より少し上あたりから(12)というのがあって、町による立入調査等ということで、ア、イ、ウというのが書かれているわけですが、こういった措置の対象になるということになるのでしょうか。お尋ねいたします。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 まず、後に言われました経過処置のほうになるのですが、ここにつきまして

は委員のおっしゃられているとおりで、まず（11）報告の徴収、16条もできるような形で、それ以外町の立ち入りとか、そういうこともできるような形の条例にさせていただいております。

先ほど、その抑制区域に含まれている施設があるかっていうことをお答えさせていただいてよろしいんですかね。現在既設である分ですか。ちょっとお待ちください。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 ちょっと全てまで把握はできてないところがあるのですが、この抑制区域の第一種低層住居専用地域って言いまして、駅前団地の一番山側と言っただいんですか、南側ですかね。淡輪14区のところにソーラーパネルが設置されているところが一部、第一種低層住居専用地域というところに含まれております。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 すみません、何回も。第一種低専でいきますと、みさきヶ丘団地、みさき公園駅前団地、青葉台団地、みさき台団地っていうふうに、ここが一低専っていう形になる、第一種低層住居専用地域の中の既存で現在設置されているところになります。

あと、みさき苑の団地の中にも1つ祇園橋付近にあります。それと、別所の台団地、鴻巣団地、あと、今言ったその場所が設置されているところになります。

松尾委員長 中原委員。もう答えは終わりですよ、それで。もうないですね。

奥建築課長 はい。ちょっと今すぐ答えられた箇所、例えばですけども。

松尾委員長 わかりました。中原委員。

中原委員 今お答えいただいた、みさきヶ丘と駅前団地と青葉台とみさき台っておっしゃいましたかね。それは4つの自治区の通称名をお答えになったわけですけど、それぞれの自治区内に少なくとも1カ所以上の、これ10キロワット以上の太陽光発電施設があるっていうことでおっしゃられたのですか。そうじゃなくて、第一種低層住居専用地域に当たるのはそうですよっておっしゃったのやね。

私が聞いたのは、この抑制区域って1から11設けているでしょ。この中の、要は抑制せなあかん区域の中に既にある太陽光パネルで対象になるものだから、10キロワット以上やから、個人の家屋根はあまり対象にならないかなとは思いますが、そういうものは今既にあるのですかっていうことを聞いていたのです。わかってもらった。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 今の区域に入っています。あります。

中原委員 そうなのですね。なるほど。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 では、駅前団地、そう。何か私はあまりピンとこなかった。結構あるのですね。

今挙げられたのは、把握されているうちの一部であるということかなと思います。

それで確認なのですが、旧深日のゴルフ場の太陽光パネルの計画がありますが、あそこの計画地内はこの抑制区域と重なる部分がありますか。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 あそこの旧深日ゴルフ場跡地の分につきましては、市街化調整区域に現在されております。その市街化調整区域でも今回規則で出させていただいています抑制区域としまして、3ページのほうに市街化調整区域の農地は抑制させていただいてますけども、山林とかそういうのは、市街化調整区域ではしておりません。ただし、保安林、前に書いてます条例の中にあります、すみません。深日ゴルフ場跡地でこの区域に当てはまるものがあるかという、今お話でいいですかね。

すみません。それにつきましては、ここに当てはまるものはございません。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 災害面の、例えば土砂災害特別警戒区域とか、土砂災害警戒区域とか、そういうものも計画区域の中にはないということですね。地図上で確認をきちんとされたっていうことですよ。

奥建築課長 はい。

中原委員 はい、わかりました。結構です。

松尾委員長 ほかに。奥野委員。

奥野委員 委員会資料の35ページの概要版ですが、その中で4の条例の概要ということで、出力合計が10キロワットというような数字が出ておりますけれど、これってちょっとどのぐらいの規模のものかよくわからないので、一般的にその敷地面積が大体これぐらいだったら10キロ以上になるというのが、目安があれば参考に教えていただけますか。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 10キロワットの大きさにつきましては、一般的によく言われるのが100平方メートルぐらい、約30坪程度と想定しております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 もっと何か広大なものかというイメージがあったのですが、結構30坪という

と、そこそこ農地を潰したぐらいでも結構関係してくるということですね。わかりました。

松尾委員長 ほかにございませんか。

家永部長。

家永都市整備部長 すみません。先ほどの中原議員の旧深日ゴルフ場跡地の中で、この抑制区域の中の部分で例えば土砂災害というようなことでちょっとお話しいただきましたけども、確か地すべり、似たような区域として、地すべりか何かの区域にちょっと入ってたかなという思いがございます。今調べてますので、そこについては再度ご答弁させていただければと思います。

松尾委員長 お願いします。ほかの委員さん、ございませんか。

中原委員。

中原委員 後でお答えいただいたらいいのですが、それに今家永部長がもしかして重なっていたかもしれないって思って、一言言ってくれさったからよかったですけど、答弁は厳正になさってください。

松尾委員長 よろしく願いいたします。

それでは、進めます。ほかにないですね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、ごめんなさい。家永部長。

家永都市整備部長 すみません、今こちらで土砂災害警戒区域の図面ございましたので、確認したんですけども、土石流の危険箇所ということでこのハザードマップでは書かれてまして、この区域の指定では一応入ってないということで、奥のほうの答弁だったかなというふうに思います。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 お調べいただいてありがとうございます。となりますと、抑制区域になぜ土石流危険区域を入れないのかなという素朴な疑問が発生するのですが、いかがでしょうか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません。ちょっと表現に問題あるかと思うんですけども、基本的には土砂災害関係の法律っていうのは、自然現象でいう地すべりとか土石流、また急傾斜、こういった自然現象を包括するような区域っていうんですか、位置づけがありまして、それぞれの中に急傾斜地、土石流、地すべりという自然現象があると。それぞれの例えば急傾斜やったら急傾斜の法令があって、土石流では土

石流の法令があつて、地すべりには地すべりの法令があつて、それぞれ区域が定まっているという形になりますので、大もとのその土砂災害という警戒区域という概念でいきますと、包括されてくるのかなとは思うのですが、今地図見ただけのお話なので、余り細かくきっちりとは説明はできてないと思うのですが、またきちっと調べて後ほどお答えさせていただければと思います。すみません。

松尾委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないということで、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。反対ですか、賛成ですか。

反対の方いらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

中原委員 この太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例案が提案されたことに関して、議案の調整も含めて、いろいろご努力いただいたところだろうと思います。岬町内で発電施設が非常に目立つようになって、住民の方からも以前から景観を損ねるとか、あとは大規模な開発については災害につながらないかといった懸念の声が年々増えているところでありました。私も数年前にこの問題、議会で取り上げて質問もさせていただいて、何回か問題提起したこともございましたけれども、このたびこういった形で条例として提案されるということは、前向きに評価したいと思います。

ただ、運用に当たって、既に設置されているところ、またこれから設置するところも共存ということは非常に大事なことなので、この中身はきちっと運用していただきたいと思うのですが、何というか、太陽光発電そのものが悪というものではないので、そこはちょっと慎重にというか、丁寧に活用していただきたいなと思います。いずれにしても、こういった条例の制定は大変喜ばしいことであると思いますし、住民の皆様からも歓迎されるであろうと一言申し上げて、賛同したいと思います。

松尾委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

議案第23号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この水門等操作員の出勤に関して費用弁償を行うと、これは妥当な措置であると思います。人数については、先ほど予算審議のところでお聞きしたところですから、具体的にはどのような方に依頼されているのかなってということをお聞きしたいと思うのです。私、全くこういう分野に明るくないものですから、どういった方がお引き受けくださって、また水門を操作しなければならない連絡を受けたらお仕事してくださっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、操作に伴っては、事によると危険を伴うということもありますけれども、訓練等はなさっているのか。訓練や研修ですね。そういうことはされているのか。また、実際に水門等の操作で危険なことがないように行っているのか。危険な場合は、水門の操作をしに行かないでくださいっていうふうにきちんと連絡をすとか、そういったことも含めてお聞きをしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 委員ご指摘の水門操作員につきまして、歳出のときに人数のほう36名という話をさせていただいております。水門操作の内容としましては、内水排除のときのポンプの起動・管理、それと水門、淡輪では角落しなどの作業時の手伝い。また、常に整備できてる状態に持つていくための点検管理をやっていただいている方等々がございます。

それで、操作の練習としましては、ポンプの維持管理をお願いしている方につきましては、定期的にポンプをメンテで維持管理していただいております。また、水門の角落としなどの操作につきましては、一定大阪府港湾局からの指導で一定操作する時期がありますのと、それと常時使えるように月に1回程度水門の整備点検のお願いをしております。また、操作については、年に1回程度大々的に町の職員も同席して、角落ししの訓練のほうを実施していったる次第です。津波訓

練で2回、水門操作をお願いしております。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、少し補足ですけども、その水門管理員お願いしている方は、自営業の方とか、漁業関係の方が多い状況です。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 実際に門を操作していただかないといけないというときは、電話とかメールとか、どうして連絡をして操作してもらっているのでしょうか。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 水門操作のお願いにつきましては、事前に大阪府のほうから高潮注意報が出ますよ、警報が出ますよというのが、事前に団員に入りますので、その辺をもって操作の方に事前に連絡して、待機をお願いをしているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 大きな地震が起こって、津波が発生しますというときはどうするのですか。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 津波発生につきましては、津波の到達時間が大阪府から電話等メールで来ますので、その到達前にその作業を行っていただくように事前に電話しております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 緊急を要する場合、危険を伴うというときは、もう操作には行かなくてもいいということになっていますよね。はい、わかりました。ありがとうございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 今、これできたのですが、今まで一応町の職員で是澤君ら多奈川の行ってくれたん。それとはまた別ですか。この今言うてるこの水門のあれは。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 いえ、町の職員も今までどおり同席して、同じ作業をしております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 港の何か、えらい地区のことばかり言うてなんですけど、港の中で、地元の人には誰もやっていませんよね。港だけで。大きな水門のあれは漁業組合やってくれているのだけど、小さいとこ。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 和田委員、いいですか。多奈川のほうにも水門、樋門のあるところがございます。漁師さんの方で三、四名の方が、1つ、2つ水門は見ていただいています。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 是澤君がやってくれていたの、皆。町でやってくれているのかなって理解したのですが、そうではないと。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 それは、その方が不在のときもございますし、我々基本的にやっぱり見回るのに出ていますので、そのときに一緒にしたりとか、そういうような形が多うございます。先ほどちょっとお話ありましたけど、台風の場合は、去年はちょっと高潮の関係が多うございましたけども、台風の場合は事前にわかるということと、高潮の潮の高さがわかるということで、事前に職員で例えば締めに行ったりと。そういうことは、去年までは多うございました。

松尾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件11件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、事業委員会を閉会いたします。

(午後 4時53分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成31年3月7日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡